

第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和7年1月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1. 人口等の状況	3
2. 出生や婚姻の状況	5
3. 就労状況	7
4. 保育所等の状況	8
5. 児童虐待の状況	9
6. アンケート調査結果からみる現状と課題	10
7. これまでの子育て支援の主な取組	42
第3章 計画の基本的な考え方	44
1. 基本理念 「もっと、ずっと 子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ」	44
2. 基本的な視点	45
3. 基本的な方向性	46
ステージ1：結婚・妊娠・出産の不安を希望へ	46
ステージ2：共に支えあう子育て支援体制の構築へ	46
ステージ3：このまちに生まれてよかったと感じられる環境へ	46
ステージ4：このまちで子育てがしたいと感じられる次世代支援へ	46
第4章 施策の体系と主な取組	47
1. 施策の体系	47
2. 施策の展開	48
【施策1】 安心して子どもを産める環境づくり	48
【施策2】 健やかな子どもの成長支援	50
【施策3】 子ども・子育て環境の整備	56
【施策4】 子育て家庭の社会的孤立の解消	56
【施策5】 子育てにかかる経済的負担の軽減	59
【施策6】 安全の確保や子育てに関する理解の促進	61
【施策7】 心の通った子どもの育成	64
【施策8】 次世代の親の育成	67
第5章 子ども・子育て環境の整備	69
1. 子ども・子育て支援新制度の概要	69
2. 教育・保育等の認定	69
3. 教育・保育提供区域の設定と事業の概要	70

4. 教育・保育等の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等	73
5. 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等	88
6. 外国につながる幼児への支援・配慮	88
7. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	88
第6章 計画の推進体制	89
1. 計画の推進に向けて	89
2. 計画の進捗管理・評価等	89
3. 家庭、地域、事業者の役割	90
～参考資料～	92
1. 策定経過	92
2. 善通寺市子ども・子育て支援会議条例	93
3. 善通寺市子ども・子育て支援会議委員名簿	95



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

近年、我が国の子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。女性の社会進出や働き方の多様化などから保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、ライフスタイルの変化などにより、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっており、課題が一層複雑・多様化しているといえます。

こうした社会の変化の中、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が創設されました。これにより、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた子ども・子育て支援事業や少子化対策が統合され、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指して、政策の一貫性と効果が向上しています。また、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組が推進されています。

また、令和6年4月に改正施行された「児童福祉法」により、市町村において「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、本市では令和6年4月に「善通寺市こども家庭センター」を設置しました。さらに、地域・子ども・子育て支援事業においても、地域子育て相談機関や家庭支援事業の新設、子育て短期事業や一時預かりの拡充、親子関係の構築に向けた支援を行うことが盛り込まれています。

また、令和6年6月に「子ども・子育て支援法」の改正法が成立し、児童手当の根本的拡充や「こども誰でも通園制度」の創設などが示されており、それらへの対応も必要となっています。

また、同年、「子どもの貧困対策推進法」が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（こどもの貧困解消対策法）」に改正されました。同法では、子どもの貧困解消を目指して、現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐこと、親の妊娠・出産時から、子どもが大人になるまでの段階に応じて、切れ目なく支援が行われることなどの対策の強化が掲げられています。

このような状況の中、本市では、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を目的として、これまで「第2期善通寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、これまでの取り組みを検証し、新たな課題に対応するとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支援する体制を更に強化することを目指し、「第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、今後5年間の本市における子ども・子育て支援の指針となるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として位置付けられます。さらに、「善通寺市総合計画」を上位計画とし、「善通寺市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。また、母子保健法に基づく「母子保健計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を包含して策定します。

また、こども基本法第 10 条では、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案し、「市町村こども計画」の策定に努めることとされています。本市においても、本計画の内容を踏まえながら、今後「善通寺市こども計画」の策定を検討していく必要があります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や制度の改正、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

H27 年度	28	29	30	31	R2 年度	3	4	5	6	R7 年度	8	9	10	11
第1期計画					第2期計画					本(第3期)計画				
中間 見直し 改訂					中間 見直し 改訂					中間 見直し 改訂				

4. 計画の対象

本計画は、善通寺市に居住するすべての子どもと、その家庭を対象とします。特に、妊娠期から 18 歳未満の子どもとその家庭を重点的な対象としますが、施策によっては、18 歳以上の若者や、子育て支援に関わる市民、団体、事業者なども含めて幅広く対象とします。また、すべての子どもの健やかな成長を支援するという観点から、障がいのある子どもや、外国籍の子ども、経済的困難を抱える家庭の子どもなど、特に配慮が必要な子どもとその家庭についても、きめ細かな支援を行います。

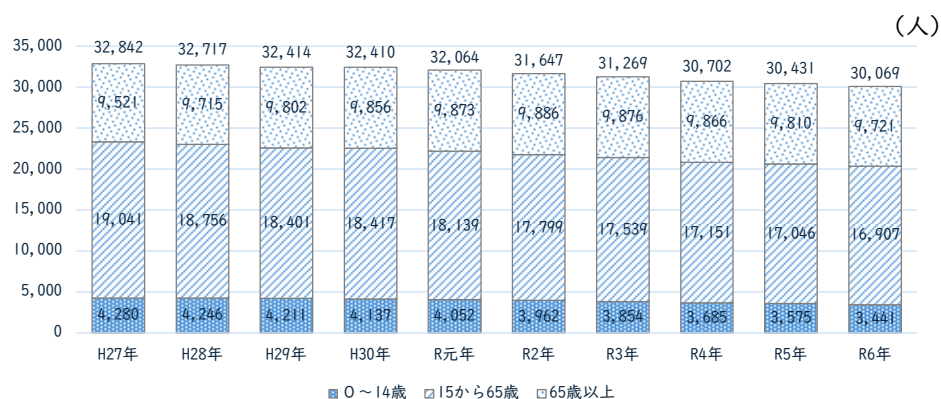
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口等の状況

善通寺市の人口は、近年の全国的な少子高齢化や人口減少の影響を受けており、その進行が懸念されています。市内の世帯構成を見ると、核家族化が進行する一方で、高齢者のみの世帯も増加の傾向にあります。こうした人口動態の変化は、子育て世帯の支援ニーズに影響を及ぼしており、多様な家庭形態に応じた支援体制の充実が求められています。

(1) 年齢3区分別人口の推移

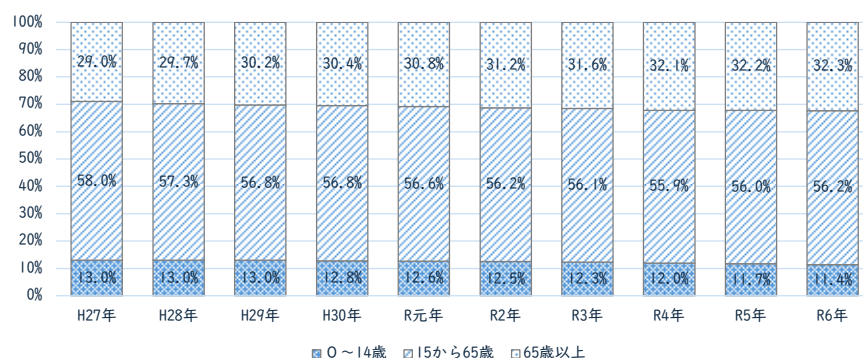
平成27年から令和6年度までの総人口の推移を見ると、年々減少スピードが速まっており、10年間で1割近い減少となっています。年齢3区分別では、令和3年度から65歳以上の高齢者人口の減少が始まり、すべての年齢区分で減少傾向になっています。



出典：住民基本台帳人口（4月1日時点）

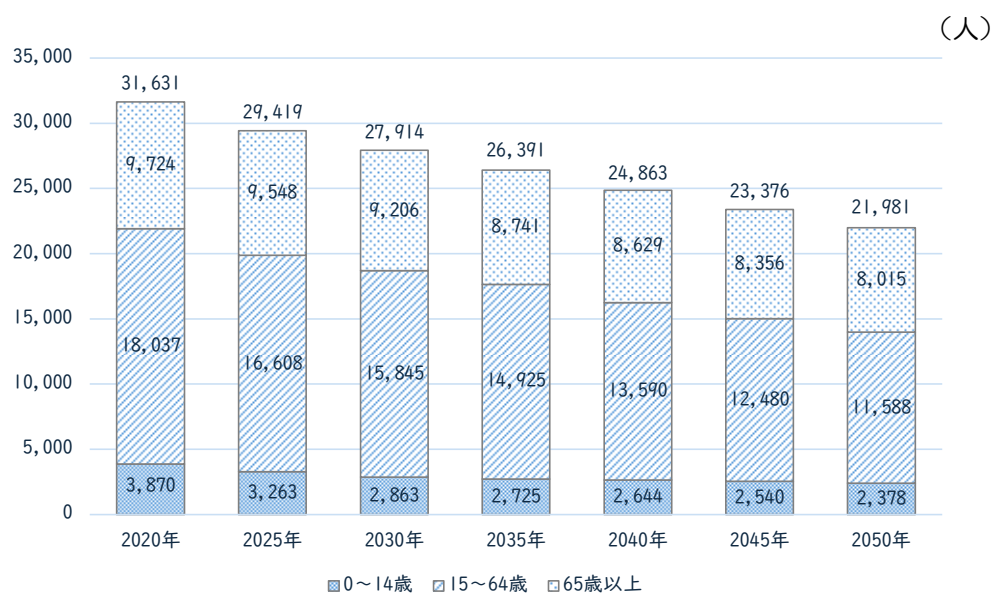
(2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口の割合を見ると、0~14歳の年少人口の割合は、平成27年から令和6年度の10年間で1.6ポイント減少しています。



出典：住民基本台帳人口（4月1日時点）

(3) 将来推計人口の推移

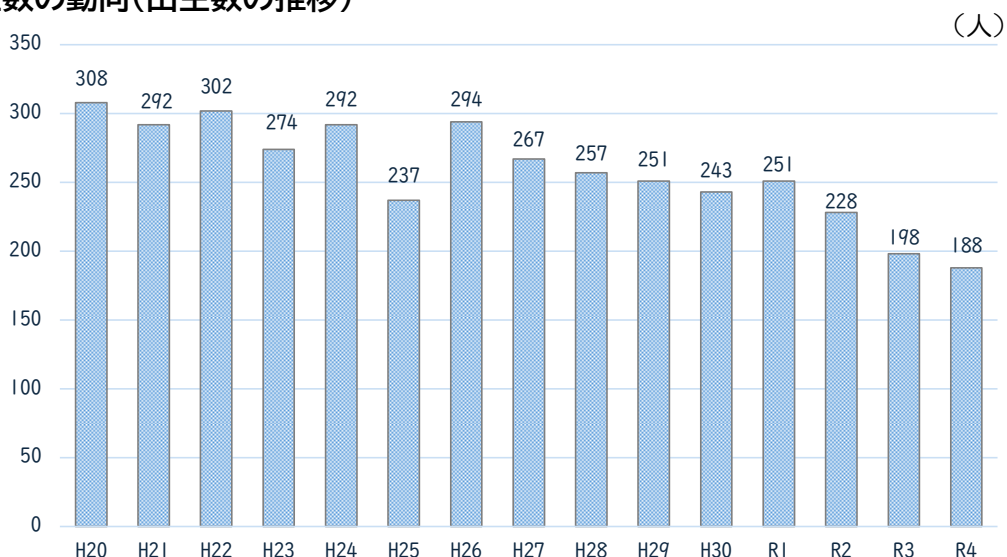


出典：国立社会保障・人口問題研究所、2020 年国勢調査

2. 出生や婚姻の状況

出生数の動向をみると、特にここ近年は著しく減少しており、減少スピードは年々加速しています。平成 20 年度から 15 年間で 120 人、4 割近く減少しています。

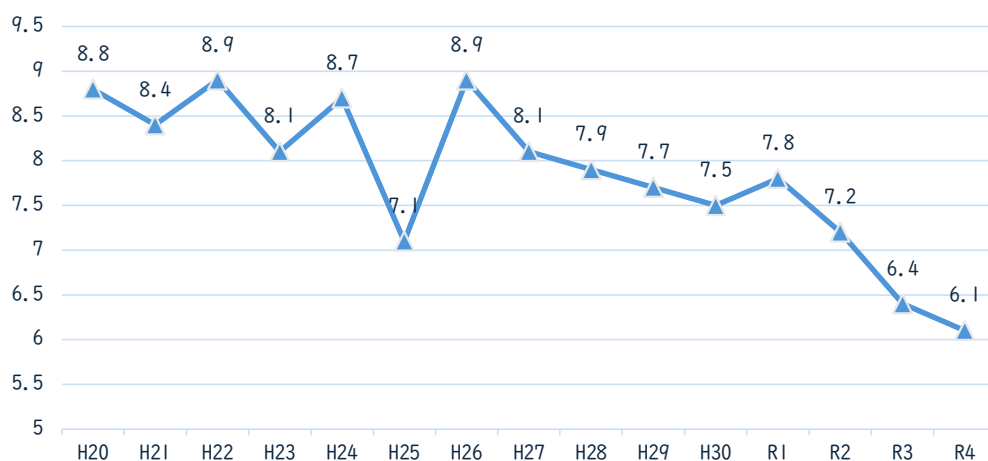
(1) 出生数の動向(出生数の推移)



出典：香川県保健統計指標

(2) 出生数の動向(人口千対出生率の推移)

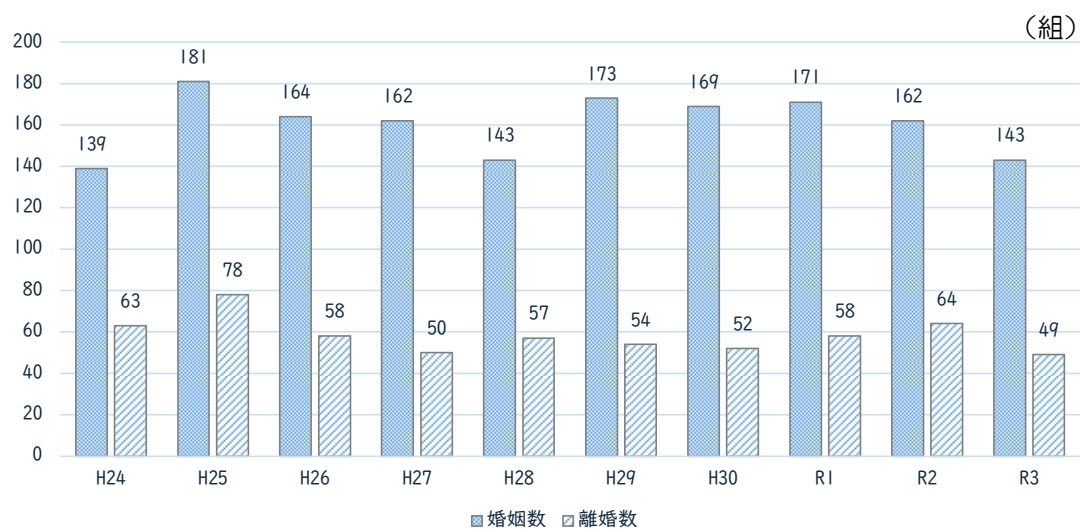
人口千対出生率の推移をみると、平成 20 年から平成 29 年の 10 か年においては、増減しながら、ゆるやかに低下していましたが、令和元年からは一気に減少傾向が進んでいます。



出典：香川県保健統計指標

(3)婚姻等の動向(婚姻数・離婚数の推移)

婚姻・離婚の状況を見ると、平成24年から令和3年の10か年においては、増減しながら、婚姻件数、離婚件数のいずれも減少傾向で推移しています。



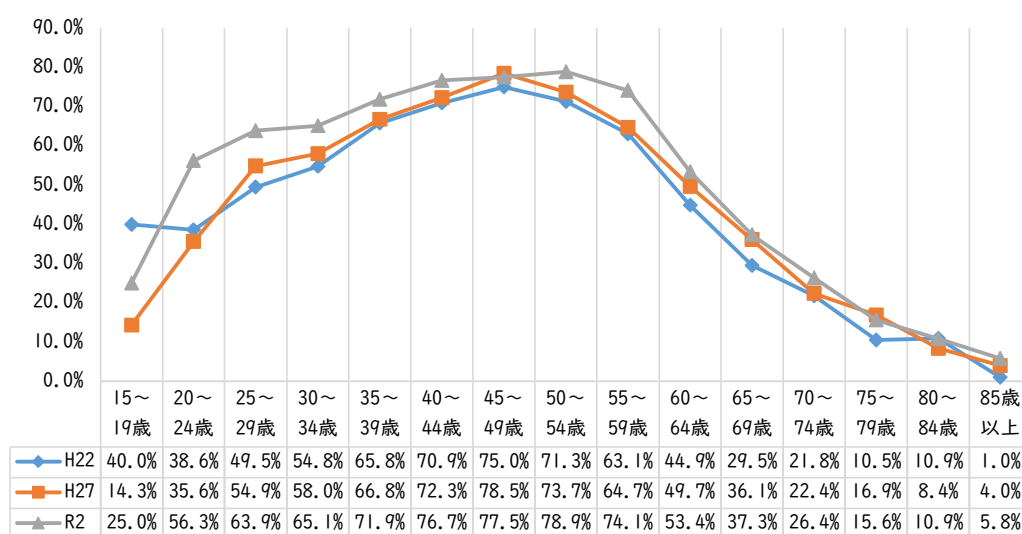
出典：人口動態調査



3. 就労状況

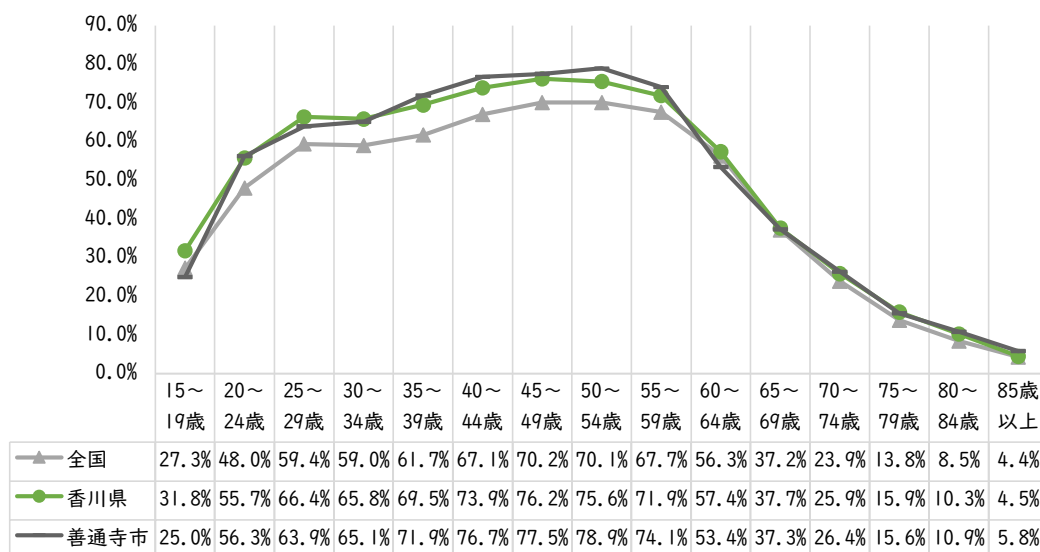
保護者の就労状況には、多様な働き方や非正規雇用の増加が見られます。特に、共働き世帯の増加傾向があり、保育や学童保育のニーズを高める要因となっています。一方で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援や、柔軟な働き方の推進に対する期待も高まっており、行政と企業の連携が重要な課題として浮上しています。

(1)有配偶女性の就業率の推移



出典：国勢調査

(2)有配偶女性の就業率の比較



出典：国勢調査

4. 保育所等の状況

(1) 地域における幼稚園や保育所等の状況(利用者数の推移)

(人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※見込み
幼稚園・ 保育所等 利用者	1号認定 (3歳以上)	250	279	198	171	199
	2号認定 (3歳以上)	376	264	309	306	249
	合計	626	543	507	477	448
保育所等 利用者	3号認定 (0歳)	91	85	87	76	65
	3号認定 (1・2歳)	282	301	288	282	270
	2号認定 (3歳以上)	193	184	186	201	215
	合計	566	570	561	559	550

出典：善通寺市子ども・子育て支援会議資料



5. 児童虐待の状況

(1) 虐待相談対応件数の年度別推移

虐待の相談件数の推移をみると、人口は減少しているものの香川県も全国も増加傾向にあります。（件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
香川県	727	760	959	1,181	1,375	1,228	1,264	1,037	1,152	1,271
全 国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	※

※令和5年度の全国の児童虐待相談対応件数については国において取りまとめ中。

出典：香川県子ども女性相談センター、香川県西部子ども相談センター「業務概要」

(2) 主たる虐待者

主たる虐待者は、実父・実母がほぼ同数で多数となっています。（件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
実父	292	348	446	558	619	583	518	441	502	578
養・継父	77	81	120	124	119	112	119	111	141	136
実母	341	306	365	462	590	509	584	450	470	511
養・継母	3	7	9	4	3	5	9	3	8	10
その他	14	18	19	33	44	19	34	32	31	36
合計	727	760	959	1,181	1,375	1,228	1,264	1,037	1,152	1,271

出典：香川県子ども女性相談センター、香川県西部子ども相談センター「業務概要」

(3) 虐待相談の地域(令和5年度)

令和5年度の地域別の相談件数をみると、善通寺市では59件の相談が寄せられています。（件）

	高 松	丸 亀	坂 出	善 通 寺	観 音 寺	さ ぬ き	東 か が わ	三 豊	小 豆	木 田	香 川	綾 歌	仲 多 度	県 外	計
子ども女 性相談セ ンター	550	1				45	25		12	54	2	3		3	695
西部子ど も相談セ ンター		178	72	59	84			45				75	55	8	576
計	550	179	72	59	84	45	25	45	12	54	2	78	55	11	1,271

出典：香川県子ども女性相談センター、香川県西部子ども相談センター「業務概要」

6. アンケート調査結果からみる現状と課題

市が実施した子育てに関するアンケート調査の結果から、保護者が抱える主な課題として、保育施設の不足、育児休業から復職する際の不安、そして子育てと仕事の両立が挙げられています。また、地域コミュニティとのつながりの希薄さや、子どもの教育・発達に関する悩みも多く報告されています。これらの結果は、普通寺市における子育て支援の現状と改善すべき課題を示しており、今後の施策立案において重要な指針となります。

(1)調査概要

項目	就学前児童調査	小学生児童調査
調査対象者	就学前児童（0～6 歳）の保護者	小学生児童（1～6 年生）の保護者
調査期間	令和 6 年 2 月 1 日（木） ～2 月 19 日（月）	令和 6 年 2 月 1 日（木） ～2 月 19 日（月）
調査方法	保育所・幼稚園を通じて配布・回収 （未就園児は郵送配布・郵送回収） 及び WEB 調査	小学校を通じて配布・回収 （一部、郵送配布・郵送回収） 及び WEB 調査

(2)回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,000 件	633 件	63.3%
小学生児童調査	771 件	538 件	69.8%
合計	1,771 件	1,171 件	66.1%

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

◇複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

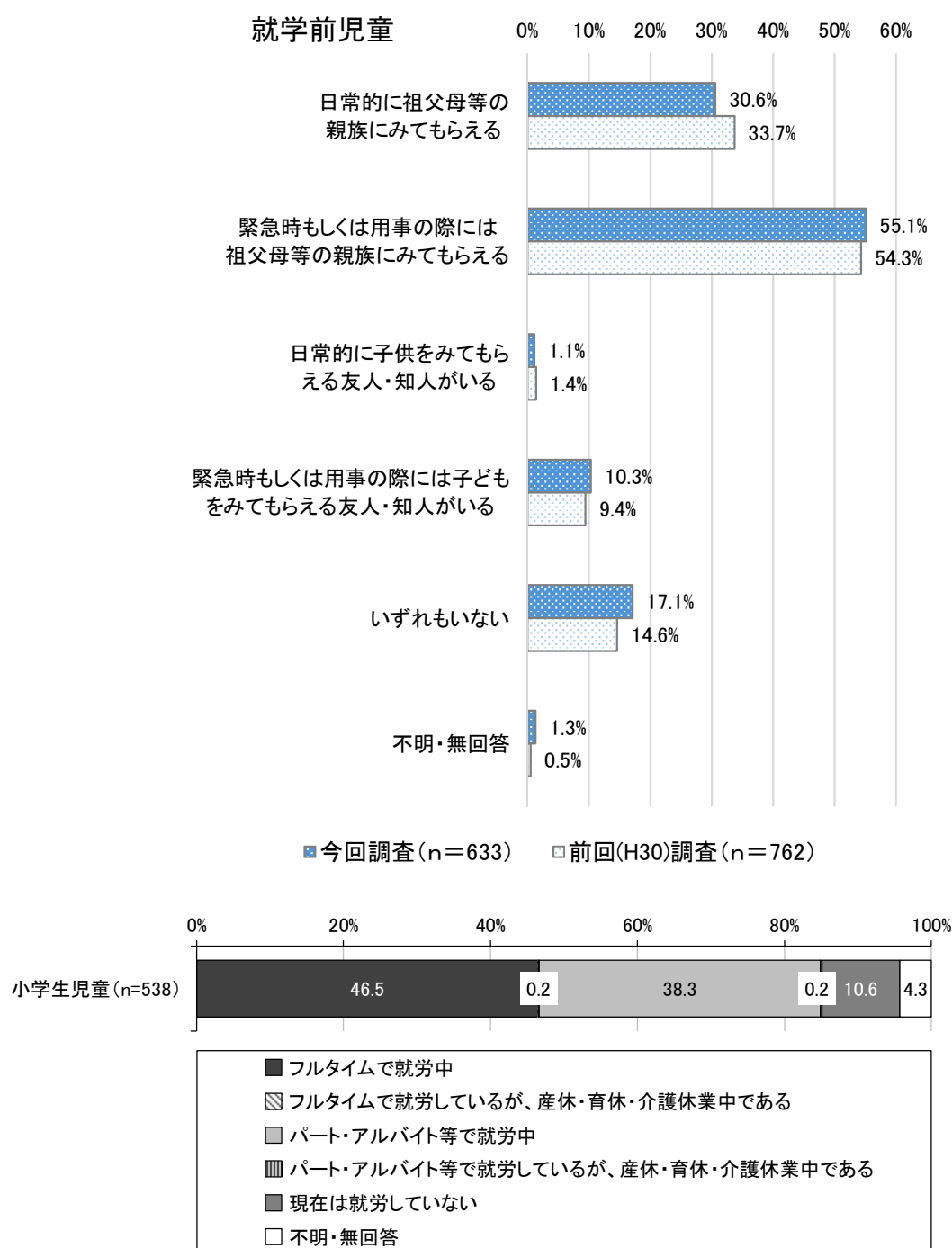
◇集計対象者総数（n）が少ない（10件未満）クロス集計については、分析文の記載を省略している場合があります。

(3)結果概要

①日頃、子どもをみてもらっている親族・知人の有無

就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.6%、「いずれもない」が17.1%となっています。また、前回との比較では、「いずれもない」が2.5ポイント高くなっています。

小学生児童では、「フルタイムで就労中」が46.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」が38.3%、「現在は就労していない」が10.6%となっています。



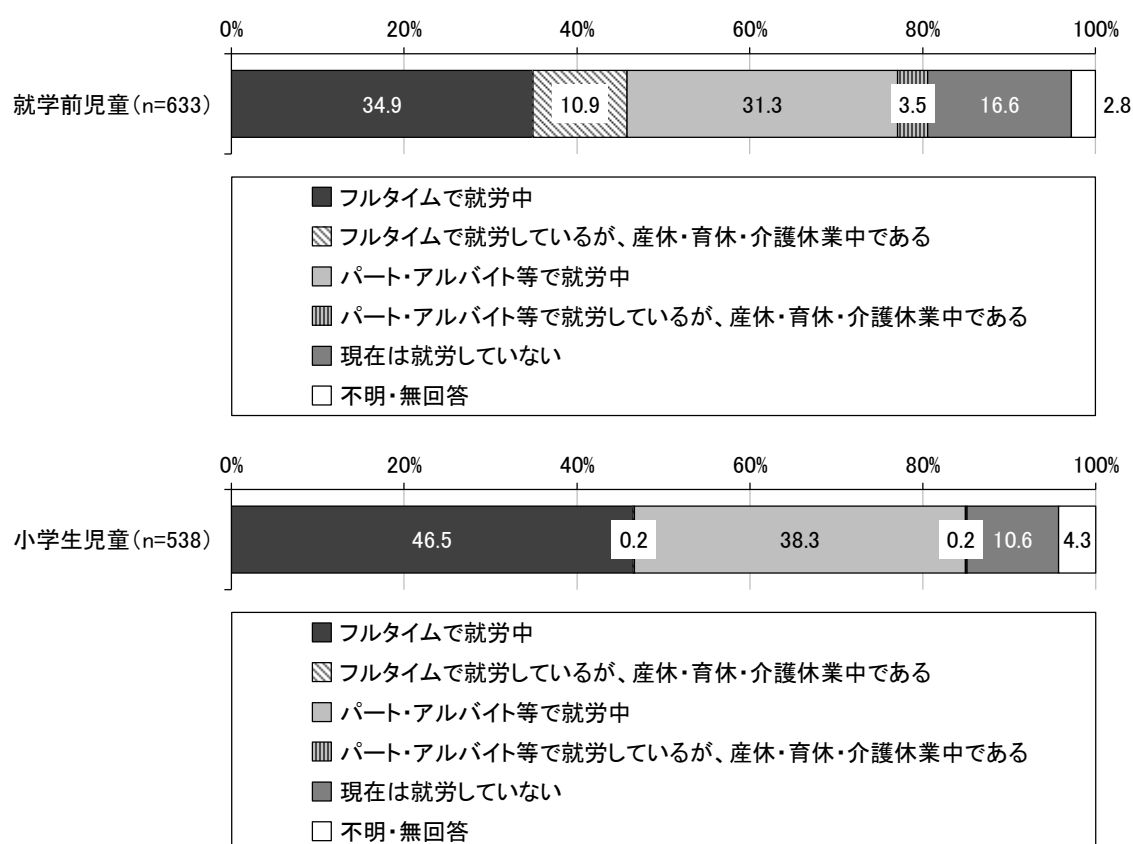
②母親の現在の就労状況

就学前児童では、「フルタイムで就労中」が34.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」が31.3%、「現在は就労していない」が16.6%となっています。

年齢別にみると、〔0歳〕では「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」、〔2歳〕では「パート・アルバイト等で就労中」、その他の区分では「フルタイムで就労中」が最も高くなっています。

小学生児童では、「フルタイムで就労中」が46.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」が38.3%、「現在は就労していない」が10.6%となっています。

学年別にみると、〔3年生〕では「パート・アルバイト等で就労中」、〔4年生〕では「フルタイムで就労中」「パート・アルバイト等で就労中」、その他の区分では「フルタイムで就労中」が最も高くなっています。



■年齢別（就学前児童）

単位：％		フルタイムで就労中	休業中である フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護い	パート・アルバイト等で就労中	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	現在は就労していない	不明・無回答
全体(n=633)		34.9	10.9	31.3	3.5	16.6	2.8
年齢別	0歳(n=99)	8.1	41.4	9.1	13.1	26.3	2.0
	1歳(n=95)	29.5	20.0	23.2	4.2	22.1	1.1
	2歳(n=101)	34.7	3.0	38.6	3.0	15.8	5.0
	3歳(n=96)	44.8	4.2	34.4	1.0	14.6	1.0
	4歳(n=82)	43.9	1.2	41.5	0.0	9.8	3.7
	5歳以上(n=148)	43.9	0.0	39.9	0.7	12.2	3.4

■学年別（小学生児童）

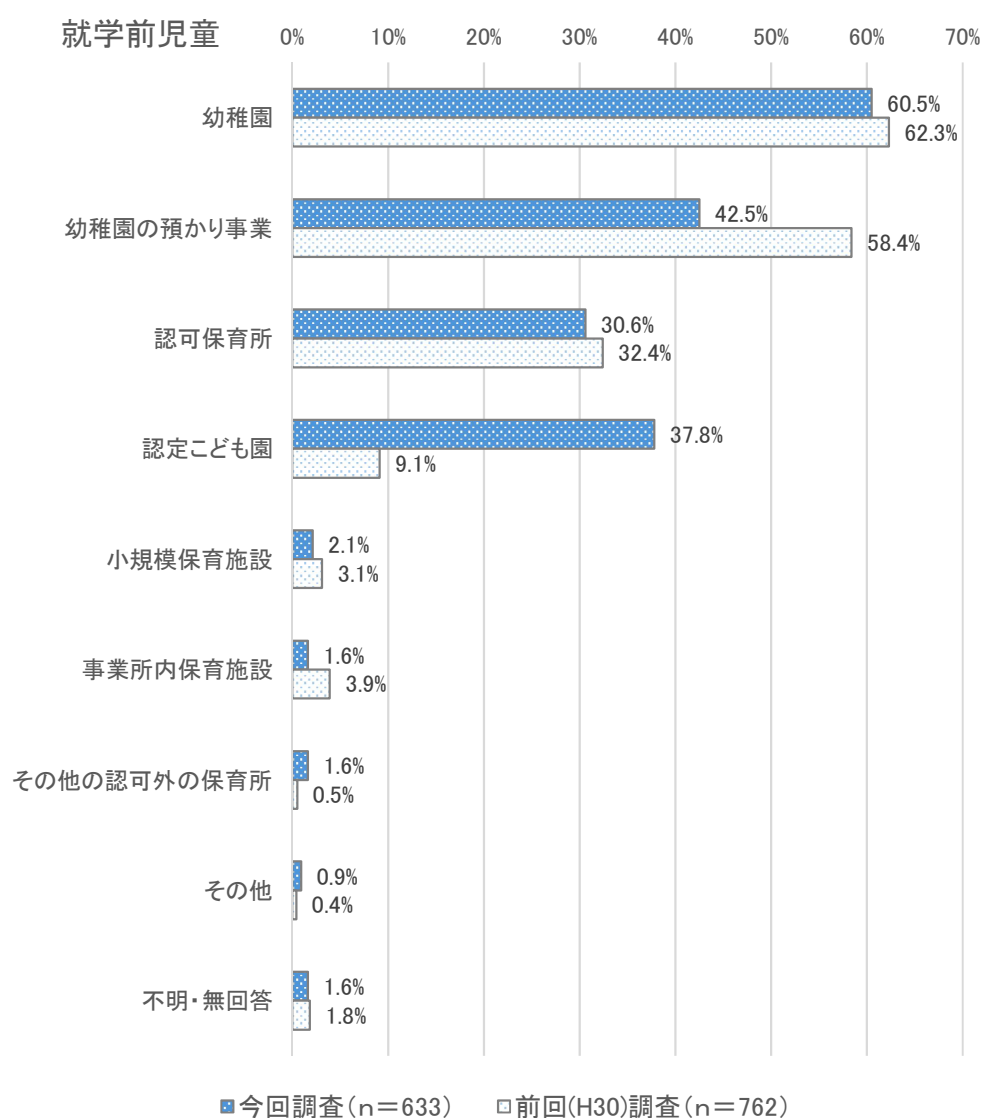
単位：％		フルタイムで就労中	休業中である フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護い	パート・アルバイト等で就労中	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	現在は就労していない	不明・無回答
全体(n=538)		46.5	0.2	38.3	0.2	10.6	4.3
学年別	1年生(n=95)	44.2	1.1	41.1	1.1	10.5	2.1
	2年生(n=97)	48.5	0.0	39.2	0.0	7.2	5.2
	3年生(n=90)	40.0	0.0	48.9	0.0	8.9	2.2
	4年生(n=82)	40.2	0.0	40.2	0.0	14.6	4.9
	5年生(n=81)	53.1	0.0	27.2	0.0	11.1	8.6
	6年生(n=81)	50.6	0.0	34.6	0.0	13.6	1.2

③平日・定期的な教育・保育の事業の利用意向

「幼稚園」が60.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり事業」が42.5%、「認定こども園」が37.8%となっています。前回との比較では、「認定こども園」が28.7ポイント高くなっています。

年齢別にみると、〔1歳〕では「認定こども園」、その他の区分では「幼稚園」が最も高くなっています。

家庭類型別にみると、〔ひとり親〕〔フルタイム×フルタイム〕〔フルタイム×パートタイム〕〔専業主婦（夫）〕では「幼稚園」が最も高くなっています。



■年齢別（就学前児童）

単位：％		幼稚園	幼稚園の預かり事業	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	事業所内保育施設	その他の認可外の保育所	その他	不明・無回答
全体(n=633)		60.5	42.5	30.6	37.8	2.1	1.6	1.6	0.9	1.6
年齢別	0歳(n=99)	56.6	35.4	44.4	47.5	4.0	2.0	3.0	1.0	1.0
	1歳(n=95)	50.5	32.6	45.3	53.7	4.2	2.1	3.2	1.1	2.1
	2歳(n=101)	57.4	38.6	40.6	42.6	2.0	4.0	1.0	0.0	1.0
	3歳(n=96)	55.2	37.5	28.1	36.5	1.0	1.0	1.0	0.0	2.1
	4歳(n=82)	63.4	48.8	13.4	37.8	2.4	1.2	2.4	2.4	1.2
	5歳以上(n=148)	74.3	56.1	16.2	19.6	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4

■家庭類型別（就学前児童）

単位：％		幼稚園	幼稚園の預かり事業	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	事業所内保育施設	その他の認可外の保育所	その他	不明・無回答
全体(n=633)		60.5	42.5	30.6	37.8	2.1	1.6	1.6	0.9	1.6
家庭類型別	ひとり親(n=44)	54.5	36.4	27.3	31.8	2.3	2.3	0.0	0.0	2.3
	フルタイム×フルタイム(n=261)	50.2	42.1	35.2	47.9	2.3	1.5	2.3	1.5	1.5
	フルタイム×パートタイム(n=206)	62.6	51.9	31.1	32.5	1.9	1.9	1.0	0.0	1.5
	専業主婦(夫)(n=101)	84.2	29.7	20.8	26.7	2.0	1.0	1.0	1.0	2.0
	パートタイム×パートタイム(n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無職×無職(n=2)	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

④お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

就学前児童では、「母親が休んだ」が89.6%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が40.8%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が34.8%となっています。前回との比較では、「父親が休んだ」が19.8ポイント、「母親が休んだ」が15.6ポイント高くなっています。

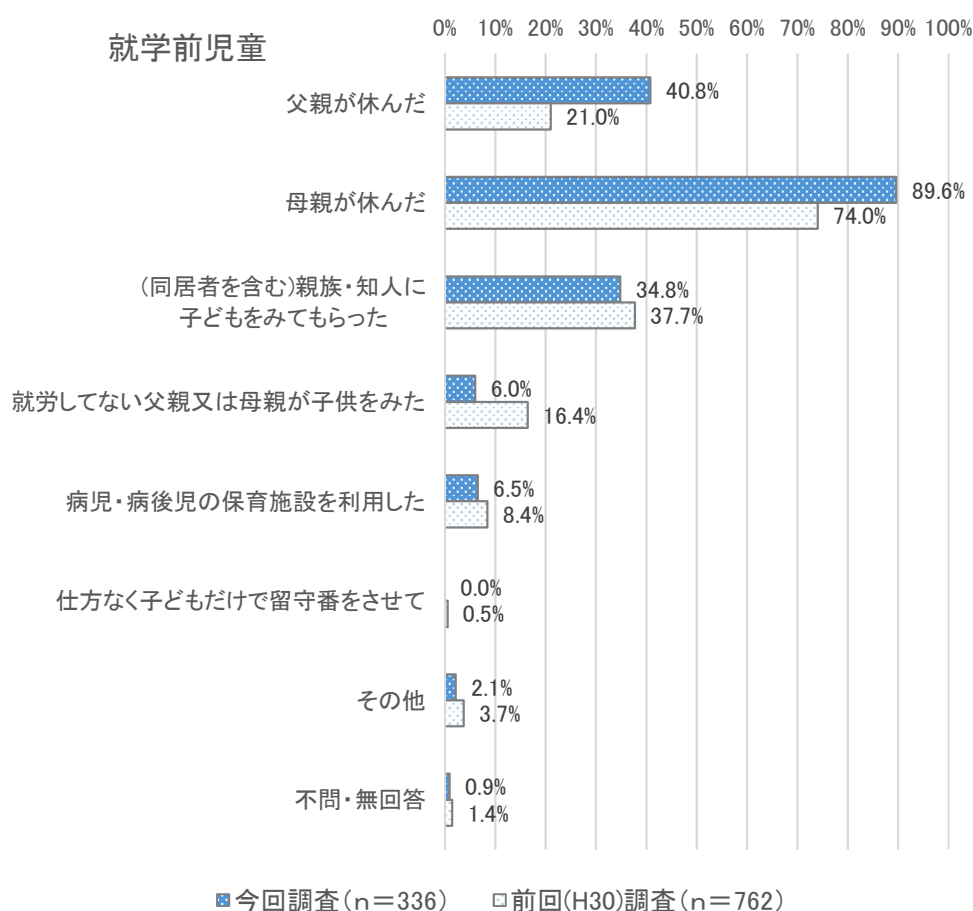
年齢別にみると、すべての区分で「母親が仕事を休んだ」が最も高くなっています。

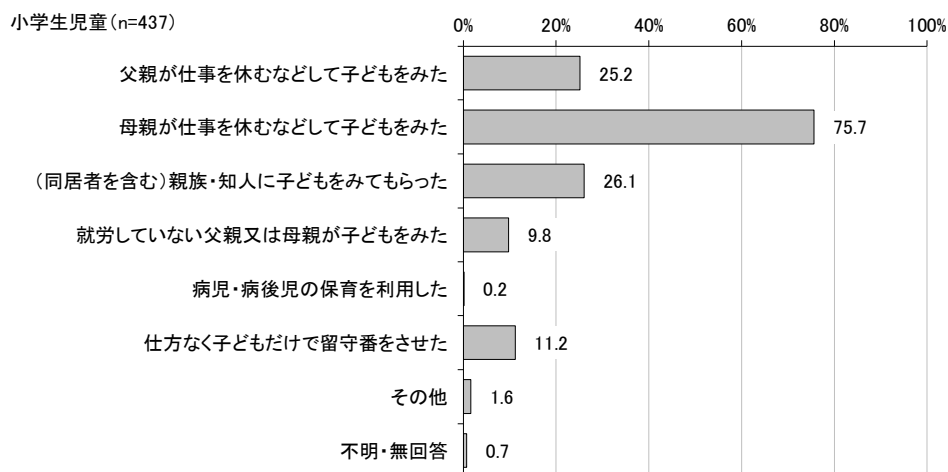
家庭類型別にみると、「ひとり親」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」では「母親が休んだ」、「専業主婦(夫)」では「就労していない父親又は母親が子どもをみた」が最も高くなっています。

小学生児童では、「母親が仕事を休むなどして子どもをみた」が75.7%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が26.1%、「父親が仕事を休むなどして子どもをみた」が25.2%となっています。

学年別にみると、すべての区分で「母親が仕事を休むなどして子どもをみた」が最も高くなっています。

家庭類型別にみると、「ひとり親」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」では「母親が仕事を休むなどして子どもをみた」、「専業主婦(夫)」では「就労していない父親又は母親が子どもをみた」が最も高くなっています。





■年齢別（就学前児童）

単位：%		父親が休んだ	母親が休んだ	人に（同居者を含む）親族・知	親が就労していない父親又は母	病児・病後児の保育施設を利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	不明・無回答
全体 (n=336)		40.8	89.6	34.8	6.0	6.5	0.0	2.1	0.9
年齢別	0歳 (n=9)	33.3	88.9	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	1歳 (n=36)	44.4	91.7	27.8	5.6	0.0	0.0	8.3	0.0
	2歳 (n=60)	48.3	96.7	40.0	1.7	10.0	0.0	0.0	0.0
	3歳 (n=68)	47.1	88.2	36.8	1.5	11.8	0.0	0.0	2.9
	4歳 (n=53)	35.8	86.8	32.1	11.3	7.5	0.0	1.9	1.9
	5歳以上 (n=102)	34.3	88.2	35.3	7.8	2.0	0.0	2.9	0.0

■家庭類型別（就学前児童）

単位：%		父親が休んだ	母親が休んだ	人に（同居者を含む）親族・知	親が就労していない父親又は母	病児・病後児の保育施設を利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	不明・無回答
全体 (n=336)		40.8	89.6	34.8	6.0	6.5	0.0	2.1	0.9
家庭類型別	ひとり親 (n=25)	4.0	80.0	20.0	4.0	0.0	0.0	8.0	4.0
	フルタイム×フルタイム (n=156)	53.8	92.3	48.1	0.0	9.0	0.0	1.9	0.6
	フルタイム×パートタイム (n=122)	37.7	95.9	27.0	4.1	4.9	0.0	1.6	0.8
	専業主婦(夫) (n=23)	13.0	39.1	4.3	60.9	4.3	0.0	0.0	0.0
	パートタイム×パートタイム (n=1)	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■学年別（小学生児童）

単位：％		父親が仕事を休むなどして子どもをみた	母親が仕事を休むなどして子どもをみた	（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった	就労していない父親又は母親が子どもをみた	病児・病後児の保育を利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	不明・無回答
全体（n=437）		25.2	75.7	26.1	9.8	0.2	11.2	1.6	0.7
学年別	1年生（n=87）	31.0	78.2	23.0	11.5	1.1	2.3	1.1	0.0
	2年生（n=79）	34.2	74.7	31.6	11.4	0.0	8.9	1.3	1.3
	3年生（n=77）	23.4	83.1	24.7	6.5	0.0	11.7	0.0	0.0
	4年生（n=68）	14.7	76.5	30.9	11.8	0.0	10.3	1.5	0.0
	5年生（n=58）	19.0	65.5	22.4	8.6	0.0	17.2	3.4	1.7
	6年生（n=59）	22.0	71.2	20.3	10.2	0.0	22.0	3.4	1.7

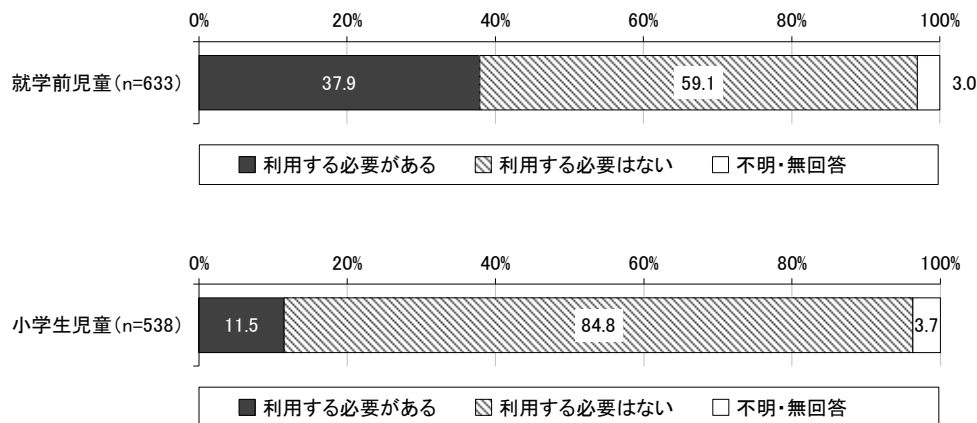
■家庭類型別（小学生児童）

単位：％		父親が仕事を休むなどして子どもをみた	母親が仕事を休むなどして子どもをみた	人（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった	親が子どもをみない父親又は母親が子どもをみた	就労していない父親又は母親が子どもをみた	病児・病後児の保育を利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	不明・無回答
全体 (n=437)		25.2	75.7	26.1	9.8	0.2	11.2	1.6	0.7	
家庭類型別	ひとり親 (n=52)	13.5	67.3	34.6	0.0	0.0	9.6	3.8	1.9	
	フルタイム×フルタイム (n=164)	37.2	81.7	34.1	1.2	0.0	11.0	1.8	1.2	
	フルタイム×パートタイム (n=172)	22.1	90.1	19.8	2.9	0.6	15.1	0.6	0.0	
	専業主婦(夫) (n=42)	7.1	14.3	2.4	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	パートタイム×パートタイム (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
	無職×無職 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	

⑤不定期な教育・保育事業(一時預かり事業等)の利用意向

就学前児童では、「利用する必要がある」が37.9%、「利用する必要はない」が59.1%となっています。

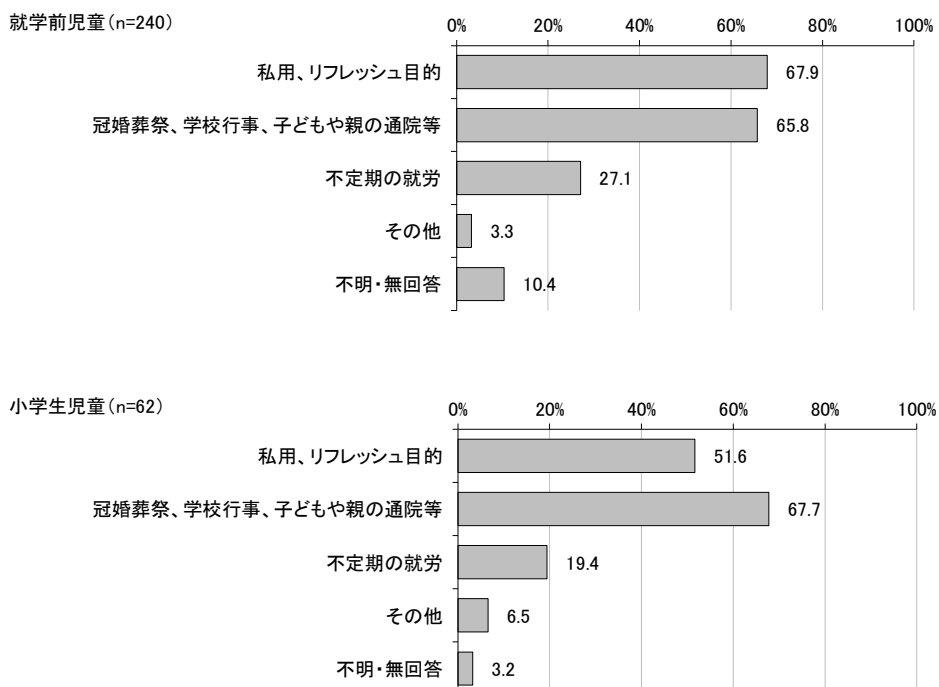
小学生児童では、「利用する必要がある」が11.5%、「利用する必要はない」が84.8%となっています。



⑤-1【利用の目的】

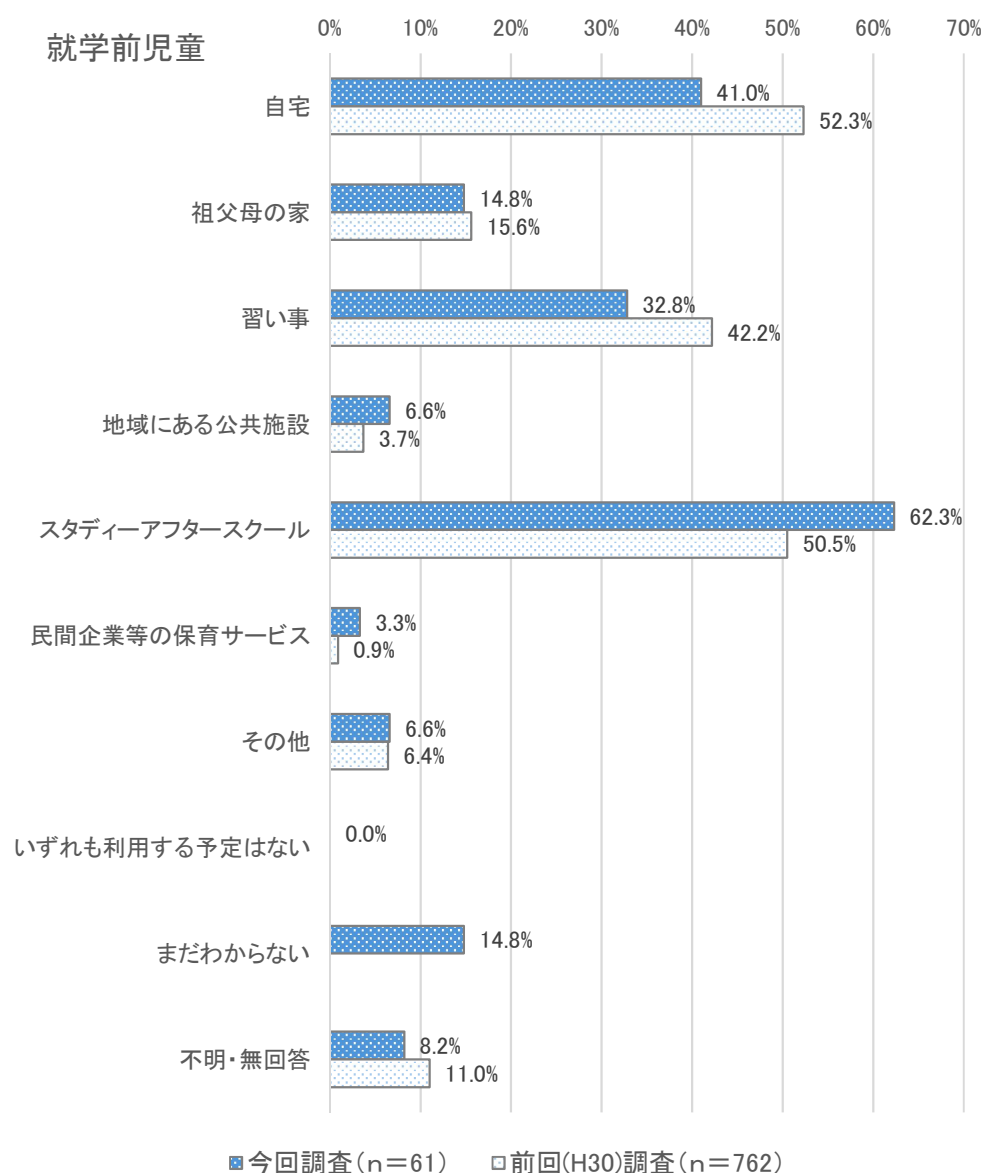
就学前児童では、「私用、リフレッシュ目的」が67.9%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が65.8%、「不規則の就労」が27.1%となっています。

小学生児童では、冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が67.7%と最も高く、次いで「私用、リフレッシュ目的」51.6%、「不規則の就労」が19.4%となっています。



⑥就学前児童(5歳以上)における小学校就学後の放課後の過ごし方の意向

「スタディーアフタースクール」が62.3%と最も高く、次いで「自宅」が41.0%、「習い事」が32.8%となっています。前回との比較では、「自宅」や「習い事」の割合が低くなった一方で、「スタディーアフタースクール」が11.8ポイント高くなっています。



■週当たりの場所別希望日数

〔自宅〕〔習い事〕では「2日」、〔祖父母の家〕では「1日」「5日」、〔地域にある公共施設〕〔民間企業等の保育サービス〕〔その他〕では「1日」、〔スタディーアフタースクール〕では「5日」が最も高くなっています。

自宅

n=25	件数	%
1日	5	20.0
2日	6	24.0
3日	3	12.0
4日	3	12.0
5日	5	20.0
6日	0	0.0
7日	1	4.0
不明・無回答	2	8.0

祖父母の家

n=9	件数	%
1日	3	33.3
2日	2	22.2
3日	0	0.0
4日	1	11.1
5日	3	33.3
6日	0	0.0
7日	0	0.0
不明・無回答	0	0.0

習い事

n=20	件数	%
1日	8	40.0
2日	9	45.0
3日	3	15.0
4日	0	0.0
5日	0	0.0
6日	0	0.0
7日	0	0.0
不明・無回答	0	0.0

地域にある公共施設

n=4	件数	%
1日	3	75.0
2日	0	0.0
3日	0	0.0
4日	0	0.0
5日	0	0.0
6日	0	0.0
7日	0	0.0
不明・無回答	1	25.0

スタディーアフタースクール

n=38	件数	%
1日	2	5.3
2日	2	5.3
3日	6	15.8
4日	6	15.8
5日	19	50.0
6日	2	5.3
7日	0	0.0
不明・無回答	1	2.6

民間企業等の保育サービス

n=2	件数	%
1日	1	50.0
2日	0	0.0
3日	0	0.0
4日	0	0.0
5日	0	0.0
6日	0	0.0
7日	0	0.0
不明・無回答	1	50.0

その他

n=4	件数	%
1日	2	50.0
2日	1	25.0
3日	0	0.0
4日	1	25.0
5日	0	0.0
6日	0	0.0
7日	0	0.0
不明・無回答	0	0.0

⑦就寝と起床の時刻

【就寝時間】

就学前児童では、「21 時台」が 45.0%と最も高く、次いで「22 時台」が 20.1%、「20 時台」が 12.0%となっています。生活の貧困状況別にみると、「生活困難世帯」「非生活困難世帯」とともに「21 時台」が最も高くなっています。

小学生児童では、「22 時台」が 42.8%と最も高く、次いで「21 時台」が 41.8%、「23 時台」が 7.4%となっています。生活の貧困状況別にみると、「生活困難世帯」では「22 時台」、「非生活困難世帯」では「21 時台」「22 時台」が最も高くなっています。

就学前児童

n=633	件数	%
1時台	2	0.3
2時台	1	0.2
3時台	0	0.0
4時台	1	0.2
5時台	0	0.0
6時台	2	0.3
7時台	1	0.2
8時台	6	0.9
9時台	12	1.9
10時台	11	1.7
11時台	0	0.0
12時台	0	0.0
13時台	0	0.0
14時台	0	0.0
15時台	0	0.0
16時台	0	0.0
17時台	0	0.0
18時台	1	0.2
19時台	13	2.1
20時台	76	12.0
21時台	285	45.0
22時台	127	20.1
23時台	16	2.5
24時台	2	0.3
不明・無回答	77	12.2

小学生児童

n=538	件数	%
1時台	0	0.0
2時台	0	0.0
3時台	0	0.0
4時台	0	0.0
5時台	0	0.0
6時台	0	0.0
7時台	1	0.2
8時台	1	0.2
9時台	6	1.1
10時台	5	0.9
11時台	0	0.0
12時台	1	0.2
13時台	0	0.0
14時台	0	0.0
15時台	0	0.0
16時台	0	0.0
17時台	0	0.0
18時台	0	0.0
19時台	1	0.2
20時台	22	4.1
21時台	225	41.8
22時台	230	42.8
23時台	40	7.4
24時台	2	0.4
不明・無回答	4	0.7

■生活の貧困状況別（就学前児童）

単位：％		1 時 台	2 時 台	3 時 台	4 時 台	5 時 台	6 時 台	7 時 台	8 時 台	9 時 台	1 0 時 台	1 1 時 台	1 2 時 台	1 3 時 台
全体(n=633)		0.3	0.2	0.0	0.2	0.0	0.3	0.2	0.9	1.9	1.7	0.0	0.0	0.0
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=79)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	2.5	0.0	0.0	0.0
	非生活困難世帯(n=516)	0.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	1.0	2.1	1.7	0.0	0.0	0.0

単位：％		1 4 時 台	1 5 時 台	1 6 時 台	1 7 時 台	1 8 時 台	1 9 時 台	2 0 時 台	2 1 時 台	2 2 時 台	2 3 時 台	2 4 時 台	無不 回明 答・
全体(n=633)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	2.1	12.0	45.0	20.1	2.5	0.3	12.2
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=79)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4	46.8	27.8	1.3	1.3	6.3
	非生活困難世帯(n=516)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	2.5	11.4	44.6	19.2	2.5	0.2	13.4

■生活の貧困状況別（小学生児童）

単位：％		1 時 台	2 時 台	3 時 台	4 時 台	5 時 台	6 時 台	7 時 台	8 時 台	9 時 台	1 0 時 台	1 1 時 台	1 2 時 台	1 3 時 台
全体(n=538)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	1.1	0.9	0.0	0.2	0.0
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=58)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0
	非生活困難世帯(n=433)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	1.2	0.9	0.0	0.2	0.0

単位：％		1 4 時 台	1 5 時 台	1 6 時 台	1 7 時 台	1 8 時 台	1 9 時 台	2 0 時 台	2 1 時 台	2 2 時 台	2 3 時 台	2 4 時 台	無不 回明 答・
全体(n=538)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	4.1	41.8	42.8	7.4	0.4	0.7
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=58)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9	32.8	44.8	12.1	0.0	0.0
	非生活困難世帯(n=433)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	3.9	42.5	42.5	7.2	0.5	0.5

【起床時間】

就学前児童では、「7 時台」が 49.6%と最も高く、次いで「6 時台」が 25.0%、「8 時台」が 10.0%となっています。生活の貧困状況別にみると、「生活困難世帯」「非生活困難世帯」とともに「7 時台」が最も高くなっています。

小学生児童では、「6 時台」が 66.9%と最も高く、次いで「7 時台」が 30.1%、「5 時台」が 0.9%となっています。生活の貧困状況別にみると、「生活困難世帯」「非生活困難世帯」とともに「6 時台」が最も高くなっています。

就学前児童

n=633	件数	%
1時台	0	0.0
2時台	0	0.0
3時台	0	0.0
4時台	0	0.0
5時台	6	0.9
6時台	158	25.0
7時台	314	49.6
8時台	63	10.0
9時台	11	1.7
10時台	1	0.2
11時台	2	0.3
12時台	0	0.0
13時台	0	0.0
14時台	0	0.0
15時台	0	0.0
16時台	0	0.0
17時台	0	0.0
18時台	0	0.0
19時台	0	0.0
20時台	0	0.0
21時台	1	0.2
22時台	0	0.0
23時台	0	0.0
24時台	0	0.0
不明・無回答	77	12.2

小学生児童

n=538	件数	%
1時台	0	0.0
2時台	0	0.0
3時台	0	0.0
4時台	0	0.0
5時台	5	0.9
6時台	360	66.9
7時台	162	30.1
8時台	0	0.0
9時台	3	0.6
10時台	1	0.2
11時台	0	0.0
12時台	0	0.0
13時台	0	0.0
14時台	0	0.0
15時台	0	0.0
16時台	0	0.0
17時台	0	0.0
18時台	0	0.0
19時台	0	0.0
20時台	0	0.0
21時台	1	0.2
22時台	0	0.0
23時台	0	0.0
24時台	0	0.0
不明・無回答	6	1.1

■生活の貧困状況別（就学前児童）

単位：％		1 時 台	2 時 台	3 時 台	4 時 台	5 時 台	6 時 台	7 時 台	8 時 台	9 時 台	1 0 時 台	1 1 時 台	1 2 時 台	1 3 時 台
全体(n=633)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	25.0	49.6	10.0	1.7	0.2	0.3	0.0	0.0
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=79)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.8	45.6	19.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	非生活困難世帯(n=516)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	24.4	49.8	8.7	1.9	0.2	0.2	0.0	0.0
単位：％		1 4 時 台	1 5 時 台	1 6 時 台	1 7 時 台	1 8 時 台	1 9 時 台	2 0 時 台	2 1 時 台	2 2 時 台	2 3 時 台	2 4 時 台	無不 回答・ 明	
全体(n=633)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	12.2	
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=79)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	
	非生活困難世帯(n=516)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	13.4	

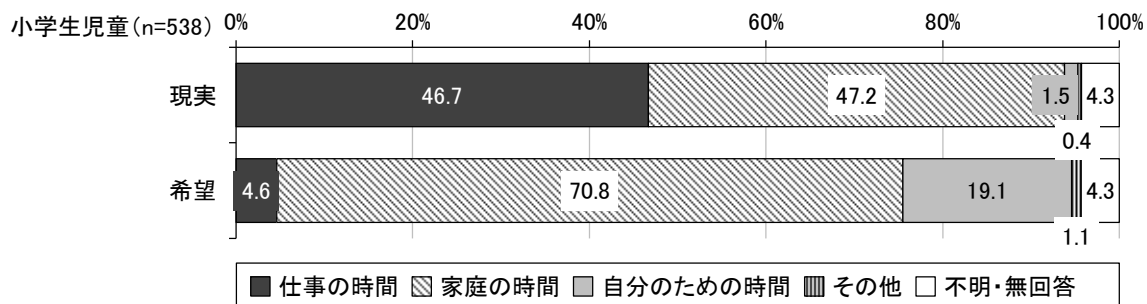
■生活の貧困状況別（小学生児童）

単位：％		1 時 台	2 時 台	3 時 台	4 時 台	5 時 台	6 時 台	7 時 台	8 時 台	9 時 台	1 0 時 台	1 1 時 台	1 2 時 台	1 3 時 台
全体(n=538)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	66.9	30.1	0.0	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=58)	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	69.0	25.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非生活困難世帯(n=433)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	66.3	31.6	0.0	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0
単位：％		1 4 時 台	1 5 時 台	1 6 時 台	1 7 時 台	1 8 時 台	1 9 時 台	2 0 時 台	2 1 時 台	2 2 時 台	2 3 時 台	2 4 時 台	回不 答明・ 無	
全体(n=538)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1.1	
貧生活 困状況の 別	生活困難世帯(n=58)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	
	非生活困難世帯(n=433)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.5	

⑧生活の中で、「仕事の時間」と「家庭(育児)の時間」「自分のための時間」のうち最も優先するもの

現実には「家庭の時間」が47.2%と最も高く、次いで「仕事の時間」が46.7%、「自分のための時間」が1.5%となっています。

希望は「家庭の時間」が70.8%と最も高く、次いで「自分のための時間」が19.1%、「仕事の時間」が4.6%となっています。



⑨善通寺市における子育てへの環境や支援への満足度

就学前児童では、「4」が40.1%と最も高く、次いで「3」が30.2%、「5（満足度が高い）」が17.1%となっています。

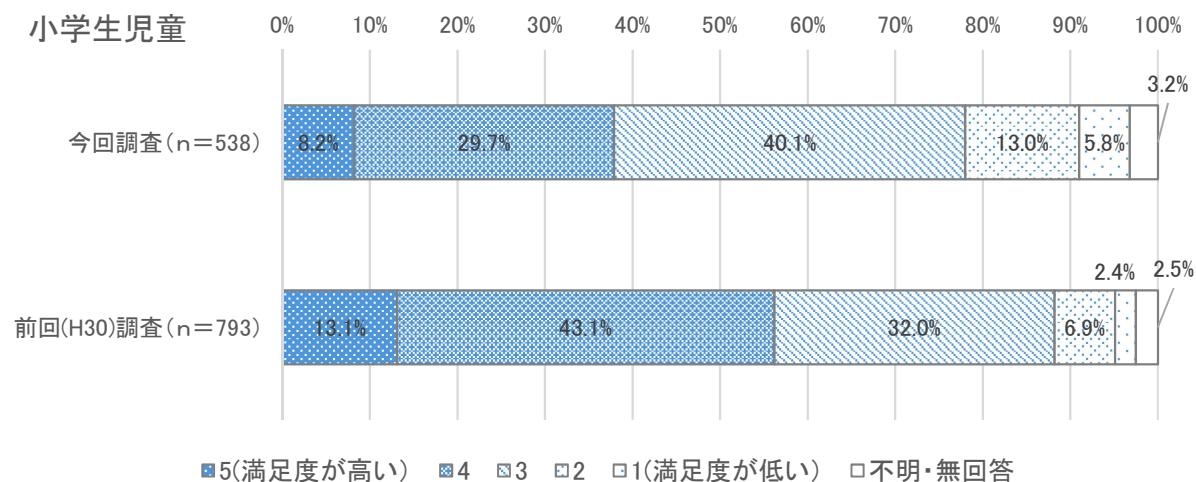
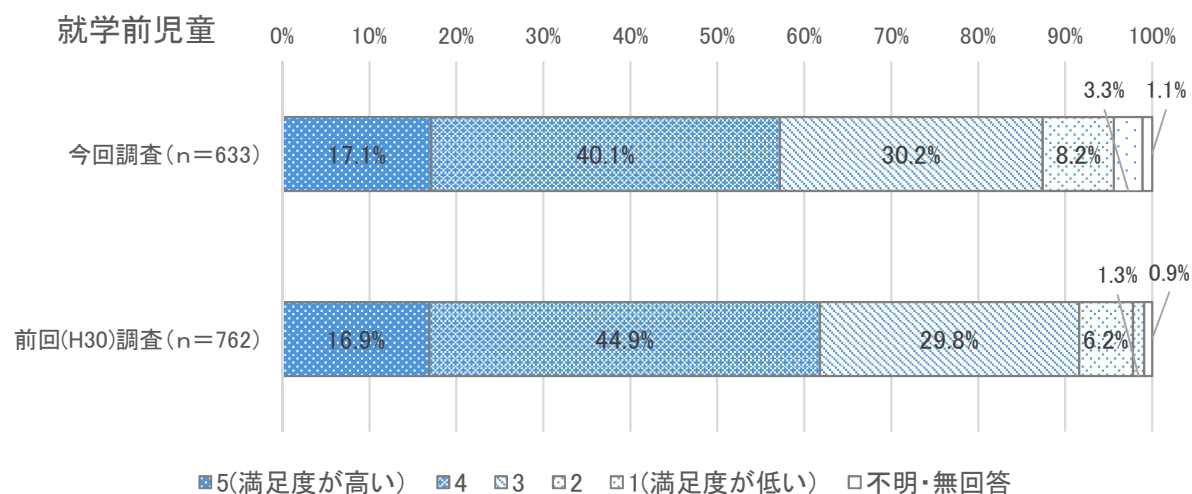
年齢別にみると、すべての区分で「4」が最も高くなっています。

家庭類型別にみると、「ひとり親」では「3」、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」「専業主婦（夫）」では「4」が最も高くなっています。

小学生児童では、「3」が40.1%と最も高く、次いで「4」が29.7%、「2」が13.0%となっています。

学年別にみると、すべての区分で「3」が最も高くなっています。

家庭類型別にみると、「ひとり親」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」「専業主婦（夫）」では「3」が最も高くなっています。



■年齢別（就学前児童）

単位：％		低 1 い（満 足度 が	2	3	4	高 5 い（満 足度 が	不 明・ 無 回 答
全体 (n=633)		3.3	8.2	30.2	40.1	17.1	1.1
年 齢 別	0歳 (n=99)	3.0	4.0	31.3	45.5	16.2	0.0
	1歳 (n=95)	4.2	11.6	24.2	44.2	15.8	0.0
	2歳 (n=101)	3.0	10.9	33.7	39.6	12.9	0.0
	3歳 (n=96)	2.1	7.3	26.0	38.5	26.0	0.0
	4歳 (n=82)	2.4	6.1	31.7	42.7	15.9	1.2
	5歳以上 (n=148)	3.4	9.5	31.8	35.1	16.9	3.4

■家庭類型別（就学前児童）

単位：％		低 1 い（満 足度 が	2	3	4	高 5 い（満 足度 が	不 明・ 無 回 答
全体 (n=633)		3.3	8.2	30.2	40.1	17.1	1.1
家 庭 類 型 別	ひとり親 (n=44)	0.0	13.6	38.6	20.5	25.0	2.3
	フルタイム×フルタイム (n=261)	4.2	5.0	31.0	43.3	15.3	1.1
	フルタイム×パートタイム (n=206)	2.9	11.2	30.6	39.3	15.0	1.0
	専業主婦(夫) (n=101)	3.0	8.9	23.8	44.6	18.8	1.0
	パートタイム×パートタイム (n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	無職×無職 (n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

■学年別（小学生児童）

単位：％		低い 1 （満足度が）	2	3	4	高い 5 （満足度が）	不明・無回答
全体（n=538）		5.8	13.0	40.1	29.7	8.2	3.2
学年別	1年生（n=95）	7.4	12.6	37.9	27.4	12.6	2.1
	2年生（n=97）	6.2	9.3	41.2	35.1	6.2	2.1
	3年生（n=90）	5.6	13.3	42.2	27.8	8.9	2.2
	4年生（n=82）	3.7	18.3	36.6	34.1	4.9	2.4
	5年生（n=81）	4.9	14.8	39.5	28.4	7.4	4.9
	6年生（n=81）	7.4	8.6	43.2	27.2	9.9	3.7

■家庭類型別（小学生児童）

単位：％		低い 1 （満足度が）	2	3	4	高い 5 （満足度が）	不明・無回答
全体（n=538）		5.8	13.0	40.1	29.7	8.2	3.2
家庭類型別	ひとり親（n=76）	9.2	26.3	42.1	15.8	5.3	1.3
	フルタイム×フルタイム（n=196）	5.1	10.2	35.2	33.2	11.7	4.6
	フルタイム×パートタイム（n=200）	5.0	12.0	41.5	32.0	6.5	3.0
	専業主婦（夫）（n=54）	5.6	13.0	50.0	24.1	7.4	0.0
	パートタイム×パートタイム（n=1）	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	無職×無職（n=1）	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

⑩子育てに関する今後の居留意向(今後も善通寺市で子育てをしていきたいですか)

就学前児童では、「そう思う」が53.4%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が37.9%、「どちらかといえばそう思わない」が5.2%となっています。前回との比較では、「そう思う」の割合が、7ポイント低くなっています。

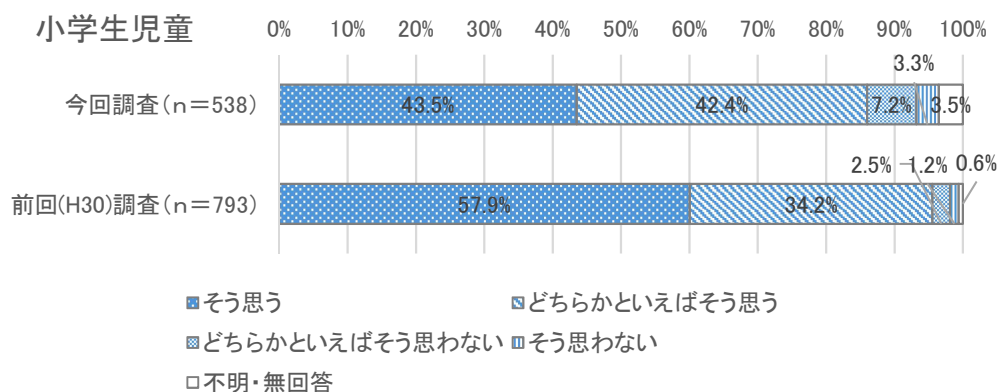
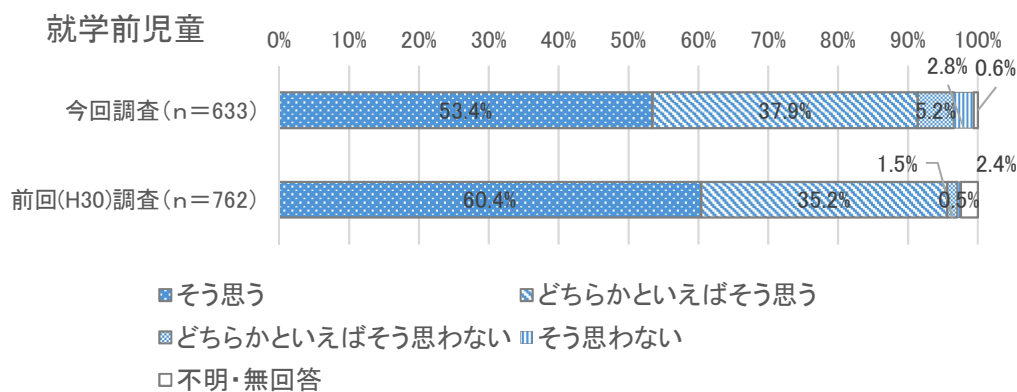
年齢別にみると、すべての区分で「そう思う」が最も高くなっています。

家庭類型別にみると、〔ひとり親〕〔フルタイム×フルタイム〕〔フルタイム×パートタイム〕〔専業主婦(夫)〕では「そう思う」が最も高くなっています。

小学生児童では、「そう思う」が43.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が42.4%、「どちらかといえばそう思わない」が7.2%となっています。前回との比較では、「そう思う」の割合が14.4ポイント低くなっています。

学年別にみると、〔1年生〕〔5年生〕〔6年生〕では「そう思う」、〔2年生〕〔3年生〕〔4年生〕では「どちらかといえばそう思う」が最も高くなっています。

家庭類型別にみると、〔ひとり親〕〔フルタイム×パートタイム〕では「どちらかといえばそう思う」、〔フルタイム×フルタイム〕〔専業主婦(夫)〕では「そう思う」が最も高くなっています。



■年齢別（就学前児童）

単位：％		そう 思う	そう どちら 思う かとい え ば	そう どちら 思わ ない とい え ば	そう 思わ ない	不 明・ 無 回 答
全体（n=633）		53.4	37.9	5.2	2.8	0.6
年 齢 別	0歳（n=99）	50.5	44.4	2.0	3.0	0.0
	1歳（n=95）	50.5	41.1	4.2	4.2	0.0
	2歳（n=101）	56.4	31.7	7.9	3.0	1.0
	3歳（n=96）	56.3	35.4	6.3	2.1	0.0
	4歳（n=82）	61.0	32.9	3.7	1.2	1.2
	5歳以上（n=148）	50.0	39.9	5.4	3.4	1.4

■家庭類型別（就学前児童）

単位：％		そう 思う	そう どちら 思う かとい え ば	そう どちら 思わ ない とい え ば	そう 思わ ない	不 明・ 無 回 答
全体（n=633）		53.4	37.9	5.2	2.8	0.6
家 庭 類 型 別	ひとり親（n=44）	54.5	34.1	4.5	2.3	4.5
	フルタイム×フルタイム（n=261）	58.2	35.6	4.2	1.5	0.4
	フルタイム×パートタイム（n=206）	48.5	40.3	6.8	3.9	0.5
	専業主婦（夫）（n=101）	48.5	42.6	5.0	4.0	0.0
	パートタイム×パートタイム（n=1）	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	無職×無職（n=2）	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■学年別（小学生児童）

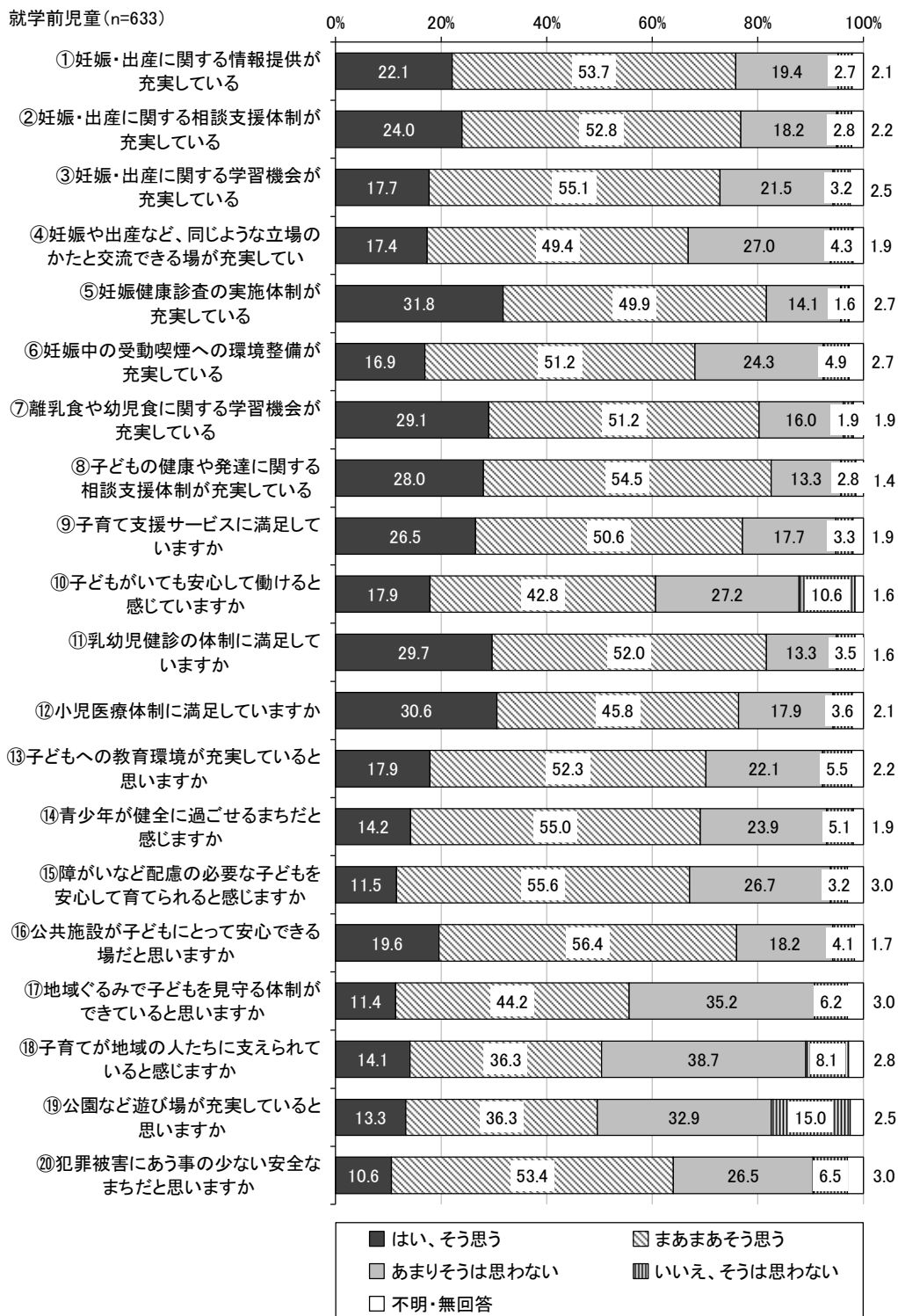
単位：％		そう 思う	ど ち ら か と い え ば	ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=538)		43.5	42.4	7.2	3.3	3.5
学 年 別	1年生(n=95)	46.3	38.9	7.4	4.2	3.2
	2年生(n=97)	43.3	45.4	8.2	1.0	2.1
	3年生(n=90)	41.1	46.7	7.8	2.2	2.2
	4年生(n=82)	42.7	46.3	4.9	2.4	3.7
	5年生(n=81)	48.1	35.8	8.6	4.9	2.5
	6年生(n=81)	40.7	39.5	7.4	6.2	6.2

■家庭類型別（小学生児童）

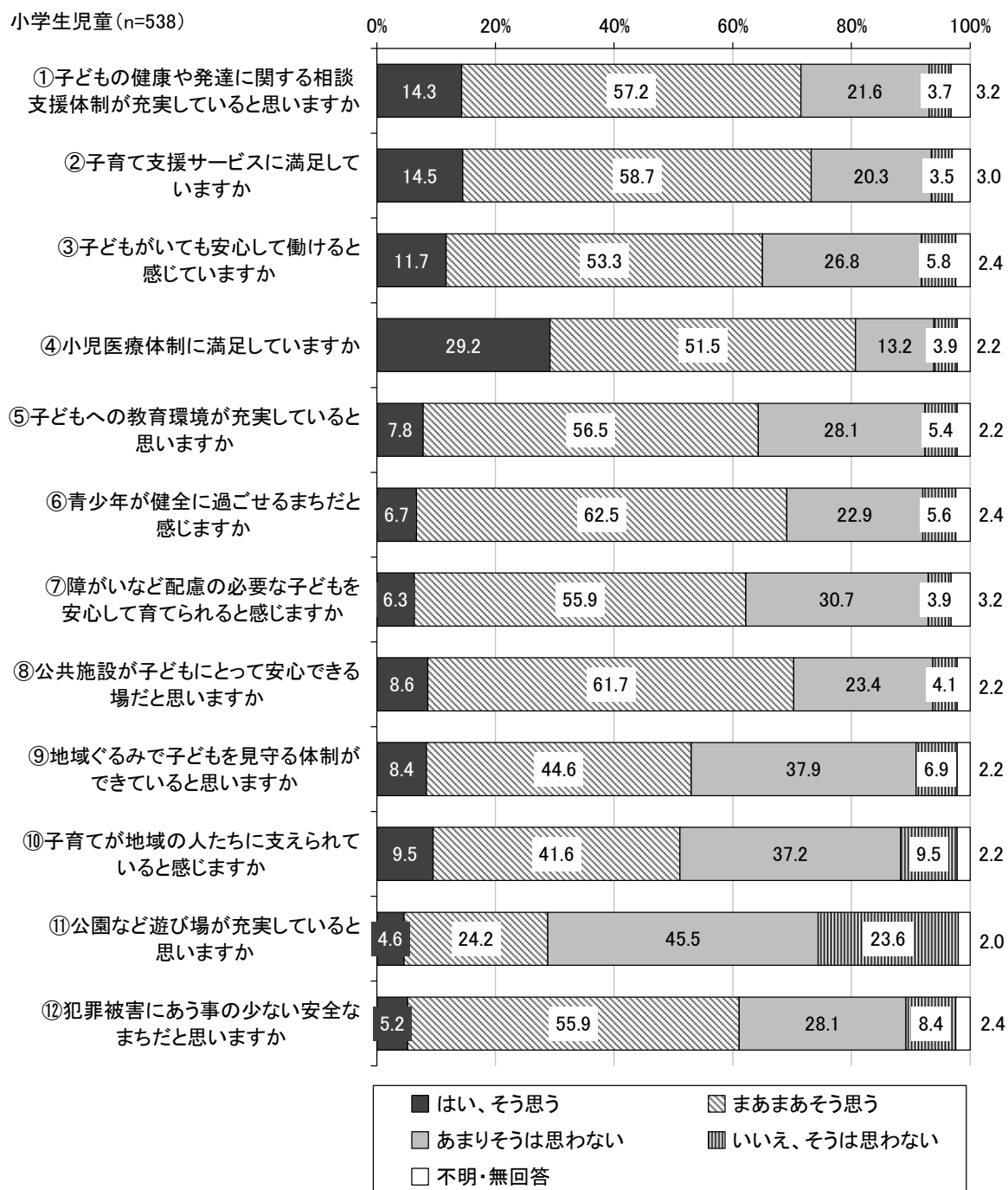
単位：％		そう 思う	ど ち ら か と い え ば	ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=538)		43.5	42.4	7.2	3.3	3.5
家 庭 類 型 別	ひとり親(n=76)	39.5	40.8	14.5	3.9	1.3
	フルタイム×フルタイム(n=196)	50.0	37.8	4.6	2.6	5.1
	フルタイム×パートタイム(n=200)	39.0	49.5	5.5	2.5	3.5
	専業主婦(夫)(n=54)	40.7	38.9	14.8	5.6	0.0
	パートタイム×パートタイム(n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	無職×無職(n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

⑪善通寺市における各分野の満足度

就学前児童では、〔⑮子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか〕で「あまりそうは思わない」が最も高くなっています。その他の項目では「まあまあそう思う」が最も高くなっています。



小学生児童では、[⑪公園など遊び場が充実していると思いますか]で「あまりそうは思わない」が最も高くなっています。その他の項目では「まあまあそう思う」が最も高くなっています。



⑫善通寺市において、今後さらに力を入れて充実してほしいと思うこと

就学前児童では、「幼稚園での預かり保育や、保育所での延長保育や一時保育などをより充実させていくこと」が50.7%と最も高く、次いで「子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと」が33.2%、「公共の建物や商店などに、授乳やオムツ替えのための設備をより充実させること」が28.6%となっています。

年齢別にみると、すべての区分で「幼稚園での預かり保育や、保育所での延長保育や一時保育などをより充実させていくこと」が最も高くなっています。

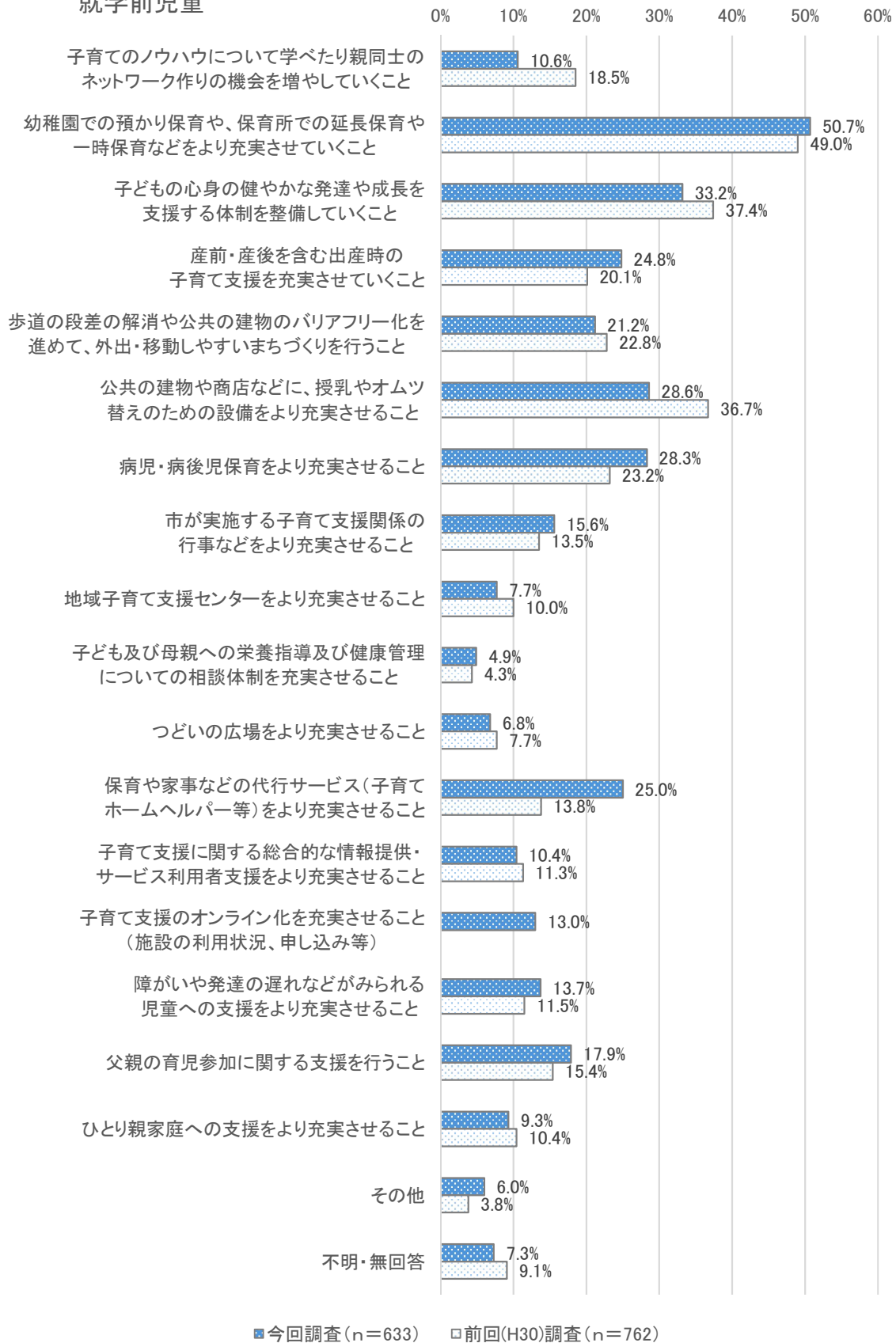
家庭類型別にみると、〔ひとり親〕では「ひとり親家庭への支援をより充実させること」、〔フルタイム×フルタイム〕〔フルタイム×パートタイム〕〔専業主婦（夫）〕では「幼稚園での預かり保育や、保育所での延長保育や一時保育などをより充実させていくこと」が最も高くなっています。

小学生児童では、「子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと」が40.7%と最も高く、次いで「放課後の事業を充実させること」が23.8%、「歩道の段差の解消や公共の建物のバリアフリー化を進めて、外出・移動しやすいまちづくりを行うこと」が21.7%となっています。

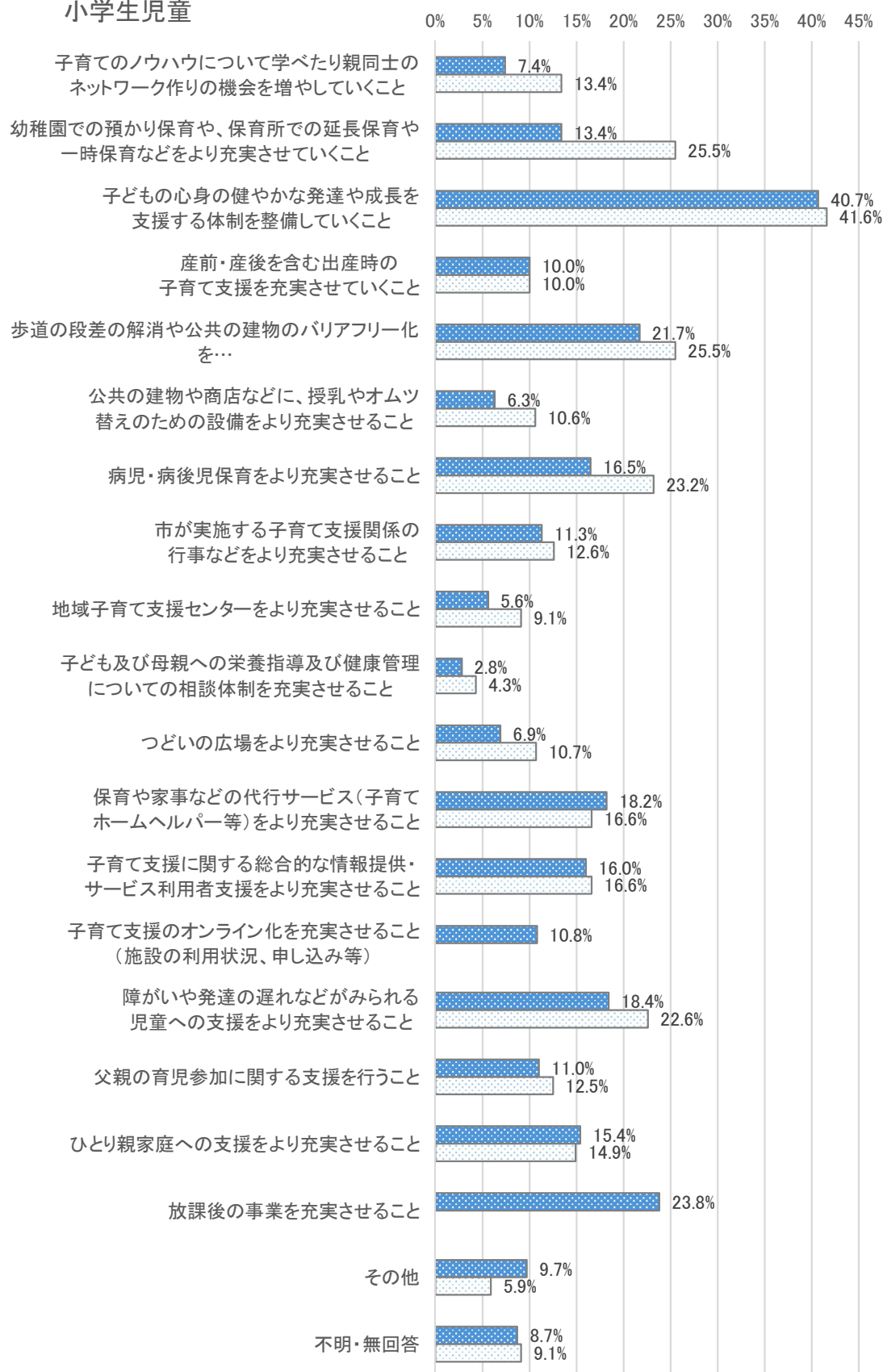
学年別にみると、すべての区分で「子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと」が最も高くなっています。

家庭類型別にみると、〔ひとり親〕では「ひとり親家庭への支援をより充実させること」、〔フルタイム×フルタイム〕〔フルタイム×パートタイム〕〔専業主婦（夫）〕では「子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと」が最も高くなっています。

就学前児童



小学生児童



■ 今回調査(n=538)

□ 前回(H30)調査(n=793)

■年齡別（就学前児童）

単位：%		増 親同士のネットワーク作りや学べたり 増やしていくこと	子育てのノウハウについての機会を 増やしていくこと	実 の延長保育や一時保育などをより充 実させていくこと	幼稚園での預かり保育や、保育所 の延長保育や一時保育などをより充 実させていくこと	子どもの心身の健やかな発達や成長 を支援する体制を整備していくこと	産前・産後を含む出産時の子育て支 援を充実させていくこと	しやすいまちづくりを行うこと	歩道の段差の解消や公共の建物のバ リアフリー化を進めて、外出・移動 すること	公共の建物や商店などに、授乳やオ ムツ替えのための設備をより充実さ せること	こ 病児・病後児保育をより充実させる こと	市が実施する子育て支援関係の行事 などをより充実させること	地域子育て支援センターをより充実 させること	つどいの広場をより充実させること
全体 (n=633)		10.6	50.7	33.2	24.8	21.2	28.6	28.3	15.6	7.7	6.8			
年齢別	0歳 (n=99)	14.1	57.6	31.3	41.4	15.2	56.6	20.2	15.2	9.1	5.1			
	1歳 (n=95)	7.4	58.9	30.5	30.5	23.2	27.4	32.6	17.9	12.6	8.4			
	2歳 (n=101)	8.9	48.5	31.7	26.7	14.9	30.7	29.7	12.9	8.9	7.9			
	3歳 (n=96)	16.7	51.0	32.3	27.1	22.9	24.0	39.6	20.8	6.3	6.3			
	4歳 (n=82)	11.0	42.7	34.1	12.2	23.2	22.0	26.8	12.2	4.9	8.5			
	5歳以上 (n=148)	7.4	47.3	38.5	12.8	27.7	16.9	21.6	16.2	6.1	6.1			

単位：%		実 健康な状態にあり、子育てに関する相談体制を充実させること	子ども及び母親への栄養指導及び健康管理についての相談体制を充実させること	子育ての経験やスキルをより活用できる環境を整えること	保育や家事などの代行サービス(子育ての経験やスキルをより活用できる環境を整えること)	充実させること	提供・サービスマネジメントなどを利用者ニーズに応じた支援を提供すること	子育て支援に関わる総務・保健・福祉等関係機関との連携を強化すること	し込み等)の施設の利用状況を把握し、必要に応じて改善を図ること	させること(施設の利用状況を把握し、必要に応じて改善を図ること)	子育て支援のオンライン化を推進すること	児童への支援の遅れなどがみられる場合、早期に対応すること	障がい児や発達障害のある児童への支援の遅れなどがみられる場合、早期に対応すること	父親の育児参加に関する支援を行うこと	ひとり親家庭への支援をより充実させること	その他	不明・無回答
全体 (n=633)		4.9	25.0	10.4	13.0	13.7	17.9	9.3	6.0	7.3							
年齢別	0歳 (n=99)	6.1	19.2	9.1	17.2	6.1	22.2	10.1	4.0	5.1							
	1歳 (n=95)	7.4	25.3	8.4	13.7	6.3	16.8	5.3	8.4	4.2							
	2歳 (n=101)	4.0	27.7	6.9	6.9	13.9	19.8	12.9	5.0	10.9							
	3歳 (n=96)	5.2	29.2	9.4	14.6	15.6	15.6	8.3	3.1	7.3							
	4歳 (n=82)	1.2	24.4	15.9	12.2	19.5	11.0	7.3	8.5	11.0							
	5歳以上 (n=148)	5.4	24.3	12.8	12.8	18.9	18.9	10.1	6.8	5.4							

■家庭類型別（就学前児童）

単位：％		増やしていくこと	子育てのノウハウについて学びたい	の延長保育や一時保育などをより充実させること	幼稚園での預かり保育や、保育所で	子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと	産前・産後を含む出産時の子育て支援を充実させていくこと	歩道の段差の解消や公共の建物のバリアフリー化を進めて、外出・移動のしやすさを確保すること	公共の建物や商店などに、授乳やオムツ替えのための設備をより充実させること	病児・病後児保育をより充実させること	市が実施する子育て支援関係の行事などをより充実させること	地域子育て支援センターをより充実させること	つどいの広場をより充実させること
全体 (n=633)		10.6	50.7	33.2	24.8	21.2	28.6	28.3	15.6	7.7	6.8		
家庭類型別	ひとり親 (n=44)	2.3	36.4	18.2	15.9	6.8	20.5	25.0	6.8	4.5	2.3		
	フルタイム×フルタイム (n=261)	11.1	55.2	34.5	24.5	21.8	31.4	32.6	14.9	7.3	5.7		
	フルタイム×パートタイム (n=206)	11.7	50.5	35.4	23.8	16.5	24.3	30.1	17.0	6.3	6.8		
	専業主婦(夫) (n=101)	11.9	47.5	30.7	29.7	32.7	33.7	17.8	16.8	10.9	11.9		
	パートタイム×パートタイム (n=1)	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無職×無職 (n=2)	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

単位：％		健康状態を管理すること	子どもが安心して過ごすための相談体制を充実させること	子育てのノウハウについて学びたい	の延長保育や一時保育などをより充実させること	幼稚園での預かり保育や、保育所で	子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと	産前・産後を含む出産時の子育て支援を充実させていくこと	歩道の段差の解消や公共の建物のバリアフリー化を進めて、外出・移動のしやすさを確保すること	公共の建物や商店などに、授乳やオムツ替えのための設備をより充実させること	病児・病後児保育をより充実させること	市が実施する子育て支援関係の行事などをより充実させること	地域子育て支援センターをより充実させること	つどいの広場をより充実させること
全体 (n=633)		4.9	25.0	10.4	13.0	13.7	17.9	9.3	6.0	7.3				
家庭類型別	ひとり親 (n=44)	2.3	22.7	2.3	11.4	15.9	9.1	56.8	2.3	9.1				
	フルタイム×フルタイム (n=261)	6.9	24.9	10.3	14.2	12.3	16.5	5.7	5.7	6.9				
	フルタイム×パートタイム (n=206)	3.4	22.8	12.1	12.6	14.6	18.4	4.9	5.3	8.7				
	専業主婦(夫) (n=101)	4.0	32.7	9.9	11.9	14.9	21.8	5.0	8.9	4.0				
	パートタイム×パートタイム (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	無職×無職 (n=2)	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0				

■学年別（小学生児童）

単位：％		増やしていること	親子のネットワークづくりの機会を	子育てのノウハウについて学べたり	実延長保育や一時保育などをより充実	幼稚園での預かり保育や、保育所で	子どもの心身の健やかな発達や成長	子どもを支援する体制を整備していくこと	産前・産後を含む出産時の子育て支	援を充実させていくこと	歩道の段差の解消や公共の建物のバ	リニア化を進めて、外出・移動の動	歩道の段差の解消や公共の建物のバ	せること	公共の建物や商店などに、授乳やオ	ムツ替えのための設備をより充実さ	病児・病後児保育をより充実させる	市が実施する子育て支援関係の行事	などをより充実させること	地域子育て支援センターをより充実	させること	つどいの広場をより充実させること
全体(n=538)		7.4	13.4	40.7	10.0	21.7	6.3	16.5	11.3	5.6	6.9											
学年別	1年生(n=95)	9.5	13.7	49.5	7.4	21.1	5.3	20.0	11.6	5.3	11.6											
	2年生(n=97)	4.1	19.6	37.1	13.4	28.9	10.3	22.7	9.3	1.0	6.2											
	3年生(n=90)	5.6	11.1	38.9	11.1	22.2	5.6	15.6	14.4	5.6	7.8											
	4年生(n=82)	9.8	12.2	48.8	11.0	15.9	6.1	14.6	8.5	7.3	3.7											
	5年生(n=81)	6.2	12.3	35.8	8.6	16.0	7.4	8.6	9.9	7.4	7.4											
	6年生(n=81)	8.6	8.6	35.8	9.9	24.7	3.7	16.0	14.8	8.6	3.7											
単位：％		実健康管理及び子育ての相談体制を充	子どもが安心して暮らすための相談体制を充	子育てのノウハウについて学べたり	実延長保育や一時保育などをより充実	幼稚園での預かり保育や、保育所で	子どもの心身の健やかな発達や成長	子どもを支援する体制を整備していくこと	産前・産後を含む出産時の子育て支	援を充実させていくこと	歩道の段差の解消や公共の建物のバ	リニア化を進めて、外出・移動の動	歩道の段差の解消や公共の建物のバ	せること	公共の建物や商店などに、授乳やオ	ムツ替えのための設備をより充実さ	病児・病後児保育をより充実させる	市が実施する子育て支援関係の行事	などをより充実させること	地域子育て支援センターをより充実	させること	つどいの広場をより充実させること
全体(n=538)		2.8	18.2	16.0	10.8	18.4	11.0	15.4	23.8	9.7	8.7											
学年別	1年生(n=95)	2.1	16.8	10.5	10.5	20.0	11.6	8.4	37.9	13.7	6.3											
	2年生(n=97)	3.1	20.6	16.5	14.4	18.6	16.5	7.2	28.9	7.2	5.2											
	3年生(n=90)	2.2	22.2	14.4	10.0	15.6	4.4	17.8	27.8	14.4	11.1											
	4年生(n=82)	3.7	18.3	15.9	7.3	20.7	9.8	20.7	14.6	3.7	9.8											
	5年生(n=81)	1.2	14.8	18.5	11.1	9.9	13.6	22.2	11.1	12.3	8.6											
	6年生(n=81)	3.7	17.3	19.8	12.3	23.5	9.9	18.5	17.3	7.4	12.3											

■家庭類型別（小学生児童）

単位：％		増やしていくこと	親子のネットワークづくりの機会を	子育てのノウハウについて学べたり	実延長保育や一時保育などをより充	幼稚園での預かり保育や、保育所で	子どもを心身の健やかな発達や成長	子どもを心身の健やかな発達や成長	支援を充実させていくこと	産前・産後を含む出産時の子育て支	しやすいまちづくりを行うこと	歩道の段差の解消や公共の建物の動	公共の建物や商店などに、授乳やオ	病児・病後児保育をより充実させる	市が実施する子育て支援関係の行事	地域子育て支援センターをより充実	つどいの広場をより充実させること
全体(n=538)		7.4	13.4	40.7	10.0	21.7	6.3	16.5	11.3	5.6	6.9						
家庭類型別	ひとり親(n=76)	3.9	13.2	35.5	14.5	10.5	2.6	11.8	11.8	2.6	5.3						
	フルタイム×フルタイム(n=196)	7.7	18.4	38.8	8.7	23.0	6.6	19.4	11.2	4.6	7.1						
	フルタイム×パートタイム(n=200)	9.5	11.0	45.5	8.5	25.0	7.0	15.5	11.5	7.0	7.5						
	専業主婦(夫)(n=54)	5.6	9.3	40.7	16.7	22.2	7.4	20.4	11.1	9.3	5.6						
	パートタイム×パートタイム(n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	無職×無職(n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0						
単位：％		健康な子どもを育てることに	子どもが安心して暮らすこと	子育てのノウハウについて学べたり	実延長保育や一時保育などをより充	幼稚園での預かり保育や、保育所で	子どもを心身の健やかな発達や成長	子どもを心身の健やかな発達や成長	支援を充実させていくこと	産前・産後を含む出産時の子育て支	しやすいまちづくりを行うこと	歩道の段差の解消や公共の建物の動	公共の建物や商店などに、授乳やオ	病児・病後児保育をより充実させる	市が実施する子育て支援関係の行事	地域子育て支援センターをより充実	つどいの広場をより充実させること
全体(n=538)		2.8	18.2	16.0	10.8	18.4	11.0	15.4	23.8	9.7	8.7						
家庭類型別	ひとり親(n=76)	1.3	21.1	17.1	3.9	18.4	9.2	72.4	18.4	3.9	6.6						
	フルタイム×フルタイム(n=196)	2.6	16.3	14.8	12.2	17.9	11.2	2.6	27.0	12.8	8.2						
	フルタイム×パートタイム(n=200)	3.0	18.5	15.0	12.5	16.5	12.0	5.5	26.5	8.5	8.5						
	専業主婦(夫)(n=54)	3.7	24.1	22.2	9.3	29.6	13.0	13.0	13.0	13.0	7.4						
	パートタイム×パートタイム(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	無職×無職(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0						

7. これまでの子育て支援の主な取組

(1) サービスの充実

① 子育て支援情報の提供

「子育てほっとCOMぜんとうじ（善通寺市子育て支援情報ネットワーク事業）」や「ぜんとうじ子育て応援マップ」により、子育て支援サービスについて紹介しています。また、子育て支援コーディネーターの配置などにより、子育て関連の相談・サポートを実施しています。

② 電子母子手帳アプリ「善通寺子育て応援アプリむぎゅっと！」の導入

画像やグラフで赤ちゃんの成長・発達を記録できるほか、ママや赤ちゃんの月齢等に応じたタイムリーな子育て支援情報を配信しています。さらに、令和5年8月に電子母子手帳アプリをリニューアルし、アプリ内からマタニティ教室やベビーマッサージ等各種教室の予約ができるようにしています。令和6年12月現在291名が登録しています。

③ 子育て家庭への支援

乳幼児から小学3年生までの児童をもつ保護者のうち、一時的に育児、家事援助を必要とする保護者のいる家庭に対してホームヘルパーを派遣しています。

④ 多様な保育サービスの充実

延長保育6か所、病児・病後児保育2か所（1か所休止中）、一時預かり4か所、休日保育1か所を、市内保育所等において実施しています。

⑤ 子どもの成長・発達支援の充実

通常は3歳児までの健康診査を5歳児まで拡大し実施しています。

⑥ ママと赤ちゃんの健やか支援事業

相談や家庭訪問など、妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援体制を構築しています。

⑦ 妊産婦等移動支援事業

妊産婦を対象にタクシー利用券（1万円分）を交付し、買い物や病院受診などの移動支援を行っています。

(2) 経済的支援

① 幼稚園授業料の無償化と保育料の減額

平成21年度より幼稚園の授業料を完全無償化とするほか、平成23年度より保育料を一律4,500円／月減額しています。

② 高校生年代までの医療費の無料化

平成20年度より未就学児の医療費を無料にしています。平成22年10月より小・中学生まで、令和3年度より高校生年代まで拡充しています。

③インフルエンザ予防接種の一部助成

生後 6 か月から高校生年代まで、インフルエンザ予防接種の一部助成（1 回 2,000 円）を行っています。

④ゆりかご支援事業

不妊治療（体外受精または顕微授精など生殖補助医療）や不育症治療を受けている夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成しています。平成 30 年度より男性不妊治療も対象としています。

(3)子ども・子育て支援環境の充実

①子育て支援拠点の充実

乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所として、つどいの広場 2 か所（子育て広場くすくす、子夢の家）、地域子育て支援センター3 か所（地域子育て支援センターかるがも、吉原地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センターコアランド）を拠点とし、子育てについての相談や子育て支援情報の提供等を行っています。

②子ども・家庭支援センターの充実

令和 4 年 1 月に子ども・家庭支援センターをリニューアルオープンし、0 歳～小学校低学年向けの絵本や児童書等（約 4,800 冊）を備えた子どもライブラリーを設置し、読書・食育・運動を三本柱とした子育て拠点施設として各種教室やイベントを実施しています。

③スタディーアフタースクール(放課後児童健全育成事業)

小学校や幼稚園の教室を利用し、放課後等に保護者が就労等により留守家庭となる児童及び園児が安心して生活できる居場所を確保し、児童及び園児の健全な育成を図ることを目的とする事業を学区ごとに実施しています。

④実施体制の充実

母子保健業務と児童福祉業務が 1 つの課（子ども課）に集約されており、令和 6 年 4 月 1 日より全ての妊産婦、子育て世帯・こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行える機関として、「善通寺市こども家庭センター」を設置しました。

⑤児童虐待の防止体制の強化

令和元年 5 月 30 日に丸亀警察署と「児童虐待事案対応の連携強化に関する協定」を締結し、児童虐待事案の未然防止と早期発見・早期対応について、より一層の連携を図ることとしました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念「もっと、ずっと 子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ」

本市の子育てや教育の環境は、豊かな自然を背景として、保育所や幼稚園、学校、医療や福祉機関、ボランティアやNPOなどの各種団体、さらには主任児童委員や健康推進員などの協力により、多様な子どもたちの健全育成に関する取り組みが進められています。

さらに、高校生年代までの医療費の無料化やインフルエンザ予防接種の一部助成といった医療に関する取り組みや経済的支援の充実に努めた結果、令和5年度に実施したアンケート調査では、就学前児童や小学生児童の保護者から「小児医療体制に満足」、「乳幼児健診の体制に満足」という意見が、前回調査と同様に多く寄せられています。

本市では引き続き、充実した医療環境という強みを生かした取組や経済的支援の充実に図りながら、ホームページ等を通じた分かりやすい子育て支援に関する情報の提供、妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目のない相談支援体制の強化、幼稚園や小学校に在籍する児童を対象とするスタディーアフタースクールなどの放課後児童健全育成事業の実施、さらには児童虐待事案の未然防止と早期発見・対応に向けた取り組みなどを推進しています。

今後も本市の強みをさらに補強・継続する中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長をサポートし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような支援を提供することが重要です。また、子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自信を持って自分の力で成長できるような支援を続けていきます。

このような本市の状況や支援の考え方を踏まえ、本計画では第1期計画からの基本理念『もっと、ずっと 子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ』を受け継ぎ、今後も引き続き、結婚から妊娠・出産期におけるサポート、就学前の子育て支援、就学児の居場所づくりなど、子ども・子育てに関する切れ目のない包括的な支援体制の充実を一層進めます。



2. 基本的な視点

(1)「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築

本市は「子どもの最善の利益」を最優先に掲げる社会の実現をめざし、地域全体がその理念に基づく行動を取ることを基本方針とします。

(2)すべての子どもと家庭への包括的な支援

障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援が特に必要な子どもやその家庭を含め、全ての子どもや子育て家庭が、その健やかな育ちを等しく享受できることをめざします。

(3)多様な子育て環境への対応

核家族化や地域つながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭を取り巻く多様な環境変化を認識し、柔軟に対応する支援策を展開します。

(4)保護者支援と親育ちのサポート

保護者が子育ての第一義的責任を持つことを前提に、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安を軽減します。保護者が自己肯定感を持ち、子どもと向き合う中で生きがいを感じられるよう、親としての成長を支援します。

(5)継続的かつ質の高い支援の提供

子どもや家庭の現状と地域の特性に基づき、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を徹底し、幼児期の教育や保育、地域での多様な支援の質的向上と量的拡充を図ります。

(6)社会全体の協調と役割分担

子ども・子育て支援の重要性について社会全体が関心を持ち理解を深め、各分野の構成員がそれぞれの役割を果たしつつ協働する環境の整備を目指します。

3. 基本的な方向性

ステージ1:結婚・妊娠・出産の不安を希望へ

多様な価値観を尊重しつつ、結婚や出産に関する希望が叶えられるよう、適切な情報提供と支援を行います。妊娠・出産期の不安を軽減し、安心して子育てをスタートできるよう、包括的な支援体制を構築します。また、不妊・不育症への支援も強化します。

ステージ2:共に支えあう子育て支援体制の構築へ

親子の心身の健康、質の高い教育・保育の提供、仕事と子育ての両立支援、経済的負担の軽減など、多面的な支援を展開します。デジタル技術も活用しながら、孤立しがちな家庭への支援を強化し、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進します。また、多様な家族形態に対応した柔軟な支援体制を構築します。

ステージ3:このまちに生まれてよかったと感じられる環境へ

子どもの権利を尊重し、一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育環境を整備します。ICTを活用した学習支援、体験活動の充実、安全・安心な居場所づくりなどを通じて、子どもたちが心豊かに成長し、自己肯定感を高められる環境を創出します。また、障がいや特別なニーズを持つ子どもへの支援を強化します。

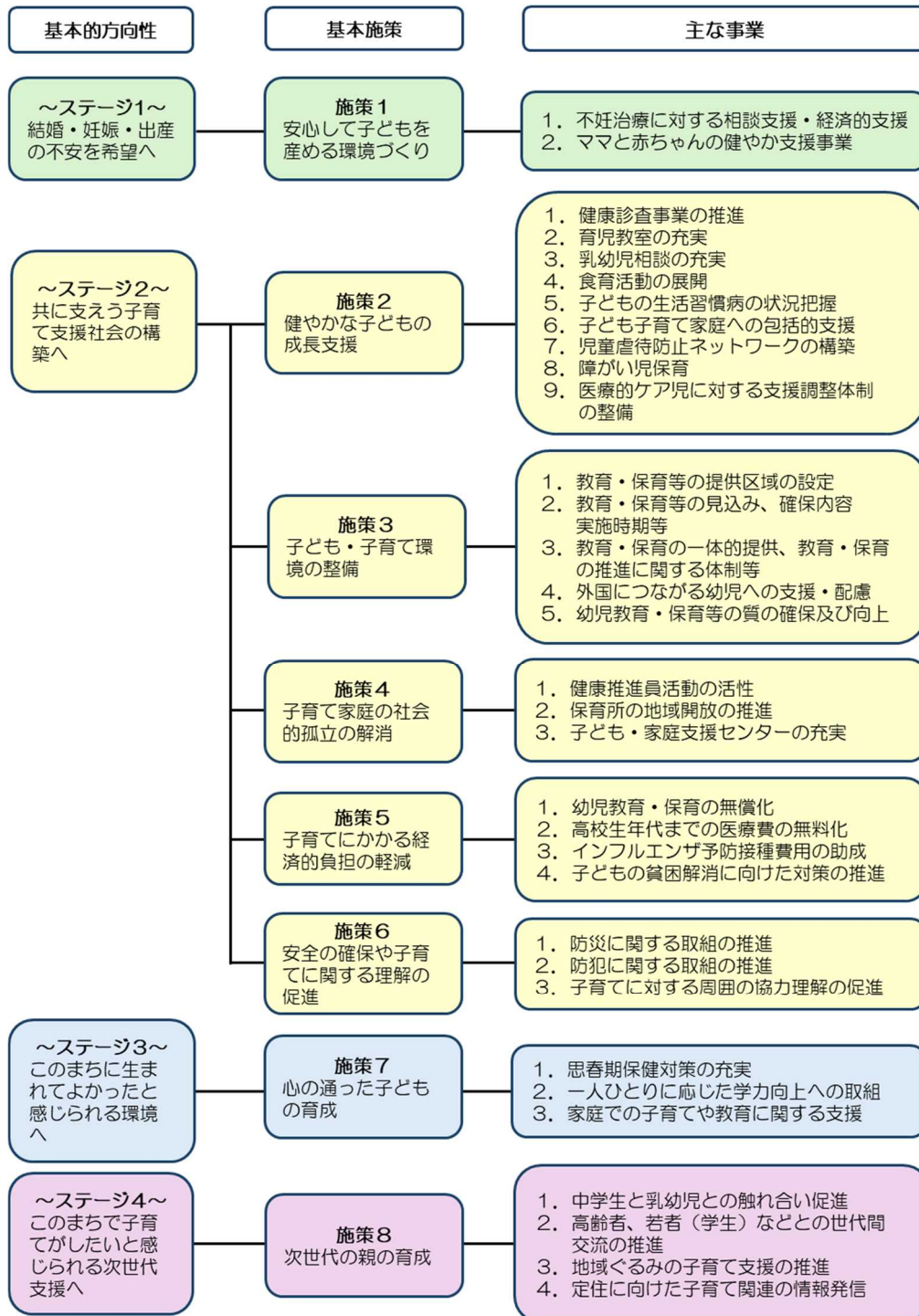
ステージ4:このまちで子育てがしたいと感じられる次世代支援へ

善通寺市で育った若者が、将来もこの地域で暮らし、子育てをしたいと思えるよう、教育・就労・生活面での支援を充実させます。地域の魅力を再発見し、郷土愛を育む取り組みを推進するとともに、若者の声を市政に反映させる仕組みづくりを行います。また、次世代の親となる若者への生涯学習支援や、キャリア教育の充実を図ります。

これらの方向性に基づき、「もっと、ずっと 子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ」の実現に向けて、切れ目のない総合的な支援を展開していきます。

第4章 施策の体系と主な取組

1. 施策の体系



2. 施策の展開

ステージ1 結婚・妊娠・出産の不安を希望へ

【施策1】 安心して子どもを産める環境づくり

1. 不妊治療に対する相談支援・経済的支援

香川県不妊・不育症相談センターと連携を図り、ゆりかご支援事業を継続することで不妊治療に対する経済的支援や情報提供を行い、妊娠・出産等について将来のライフデザインを描けるように支援を行います。

取り組む事業	今後の方向性
県相談センターとの連携、相談支援・情報提供	不妊・不育症で悩む方に対して、窓口での不妊・不育症の相談や県相談センターの情報の周知を継続していきます。
ゆりかご支援事業による治療費の一部助成継続	生殖補助医療費及び不育症治療費の一部を助成します。また、生殖補助医療実施医療機関への周知の再度依頼や子育て応援アプリ、HPでの周知を継続していきます。
妊娠・出産等についてのライフデザイン支援	ゆりかご支援事業の手続き時など、妊娠・出産等についての相談ができるように窓口・電話相談を行っていきます。

●ゆりかご支援事業（生殖補助医療費助成金、不育症治療費助成金）/子ども課



（写真：マタニティ教室 子ども・家庭支援センター内つどいの広場にて）

2. ママと赤ちゃんの健やか支援事業

妊娠・出産・育児が安心してできるよう、個別支援のさらなる充実と、きめ細やかな支援体制を整えるとともに、妊産婦及び子育て中の家庭の孤立化を防ぐため、ネットワークの構築をめざします。

取り組む事業	今後の方向性
母子健康手帳の発行、届出時の面談による母子の状況把握	妊娠届・出生届時の専門職による面談を実施し母子の状況把握に努め、多様化するニーズに合わせてオンライン面談も活用していきます。
助産師・保健師を中心とした支援者や医療機関、家庭児童相談員等との連携	助産師・保健師を中心として、要保護児童対策地域協議会や育児支援ネットワーク会議等との連携を図ります
助産師による妊産婦家庭訪問やマタニティ教室、すくすく教室等での相談等の実施	きめ細やかに母子や子育て家庭の状況を把握し、訪問や相談による支援を実施します。また、必要な支援につながるよう、相談窓口などの周知を強化します。
男女協力による家庭生活及び子育ての意義についての意識の醸成	夫婦でのマタニティ教室への参加を呼びかけ、男女協力による子育ての意識づくりに努めます。
妊産婦の移動を支援するため、タクシー利用券を交付	妊婦または出産後1年未満の産婦に対し、妊娠1回につきタクシー利用券1万円を交付します。妊娠届時、妊産婦の転入時、訪問・育児教室・相談の機会を捉え、タクシー利用券の利用勧奨を行います。
産婦健診を実施し、産後うつや育児困難産婦を早期に把握	現在の受診率を維持できるよう受診勧奨を行い、産後うつ等の早期把握に努めます。
電子母子手帳アプリによる情報の提供、赤ちゃんの記録データの保存など	妊娠届時、赤ちゃん訪問時に加え、乳幼児健診や育児教室の機会を使ってアプリを周知し、行事のオンライン予約を一部事業で導入するなど、対象事業の拡大と利用促進に繋がります。
個別支援の充実と、きめ細やかな支援体制の整備	妊産婦自身が妊娠・出産サポートプランを活用できるよう、使い方の周知や、時期に応じて見直しができるよう支援します。
切れ目ない支援による孤立化を防ぐためのネットワークの構築	助産師・保健師・母子保健コーディネーター、子育て支援コーディネーターを中心として、医療機関や子育て支援機関などの関係機関と連携し、妊産婦・子育て家庭を切れ目なく支援し、孤立化を防ぐためのネットワークを構築していきます。
不安や悩みの相談や情報提供、その他支援を包括的に実施	月1回の母子保健と児童福祉の合同会議を実施するなど、包括的な支援を行えるよう体制を整えていきます。あわせて、市HPやアプリを活用して、市民への周知を図ります。
プライバシーに配慮した相談環境の充実	相談内容に応じプライバシーに配慮した相談環境を整えていきます。

- ママと赤ちゃんの健やか支援事業（産前産後サポート事業、妊産婦等移動支援事業補助金、産後ケア事業）/子ども課
- 母子保健事業（電子母子手帳アプリ、妊産婦・乳児健康診査、すくすく教室、8か月児相談、マタニティ教室）/子ども課

【施策2】 健やかな子どもの成長支援

1. 健康診査事業の推進

実施内容の見直しを図りながら、今後も支援体制の充実を図ります。

取り組む事業	今後の方向性
各健診の実施を通じた成長発達相談 や保護者の振り返り機会の創出	1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査では、保健師等による成長発達に合わせた相談をその場で行い、保護者の振り返りの機会となるよう努めていきます。
各医療機関や四国こどもとおとなの 医療センター、乳幼児健診センターと の連携	適宜、関係機関と健診内容やフォロー体制整備等の情報連携・相談・連絡を行っていきます。
実施内容の見直しと支援体制の充実	関係機関と適宜相談・連絡を行い、支援体制を充実させます。

●母子保健事業（乳幼児健康診査、フォローアップ）/子ども課

2. 育児教室の充実

育児不安解消のため、参加者からのニーズに沿った取組を行います。

取り組む事業	今後の方向性
離乳食講習・ベビーマッサージ等の実 施を通じた知識の習得とネットワー クの構築	ベビーマッサージなどの体験事業を通して、各子育て家庭が交流を深め、孤立化を防ぎます。また、子どもの月齢に合わせた実演・試食を行い、参加者が子どもの発達に合わせた離乳食づくりができるように相談、サポートを継続していきます。
参加者からのニーズに沿った取組の 実施	子どもの月齢に応じた食生活の基礎作りができるように取組を継続します。

●親子ステップアップ事業
（離乳食教室）/子ども課
●ママと赤ちゃんの健やか支援事業
（ベビーマッサージ、ベビーヨガ、
こどもカフェ）/子ども課



（写真：すくすく教室（ベビーマッサージ） 子ども・家庭支援センターにて）

3. 乳幼児相談の充実

子ども達が心身ともに健康に育つため、健康増進に向けた取組を行います。

取り組む事業	今後の方向性
専門職の配置によるさまざまな乳幼児の相談への対応	子どもライブラリー、地域子育て支援センターの協力を得て、より相談に来所しやすい雰囲気やイベントとの同時実施を行います。
主任児童委員との協働によるサークル紹介など地域とのつながりを推進	子ども達が心身ともに健康に育つため、地域とのつながりを推進し健康増進に向けた取組を行います。
子どもたちの心身の健康増進に向けた取組の継続	幼児食・乳児食の試食を実施し、栄養相談ができる場を設け、子ども達の健康増進に向けた取組を行います。

- ママと赤ちゃんの健やか支援事業（母子保健コーディネーター、母子保健推進活動）/子ども課
- 親子ステップアップ事業（おっぱい&まんま教室、むぎゅっと Day 等）/子ども課



（写真：食育講座・幼児食の試食 子ども・家庭支援センター食育ルームにて）

4. 食育活動の展開

食育推進者のスキルアップを支援するとともに、実施方法についても検討しながら継続します。今後も保育所や関係団体と連携し、子どもの成長や発達に合わせた食育の取組を行い、食文化の継承に向けた食育の推進に努めます。

取り組む事業	今後の方向性
保育所や食生活改善推進員等との連携による料理教室の開催など	出前講座を実施することで、子どもへの食育の普及を行います。また、地域での食育普及活動を実施し、食への関心や意識の向上を目指します。
食育推進者のスキルアップの支援と実施方法の検討	食生活改善推進員の活動について幅広くPRし、活動について理解と関心を持てるよう努めます。また、スキルアップのための継続した支援や研修等を行います。
成長や発達に合わせた食育の取組と食文化の継承に向けた食育の推進	保育所では「ごはんのみそ汁」を基本とした、子どもの成長発達に合わせた給食作り、子どもたちとのみそ作りなどの食育活動や子どもライブラリーでの参加者ニーズに沿った食育イベントを継続していきます。

- いきいきキラッと☆善通寺食育推進事業/保健課
- 親子ステップアップ事業（小児生活習慣病予防事業）/子ども課



（写真：おにぎりのみそ汁の試食会 子ども・家庭支援センター食育ルールにて）

5. 子どもの生活習慣病の状況把握

関係課と連携して学校等への啓発活動を今後も継続します。

取り組む事業	今後の方向性
小学校4年生での血液検査による、子どもの生活習慣病予備群の状況把握	小学校4年生・中学校1年生を対象に健康な生活習慣を身につけるための授業や、自分の血液検査の結果を踏まえた振り返りを行い、今後も継続し子どもの生活習慣病予防に努めます。
中学校1年生での血液検査による、継続した健康管理	
関係課との連携による学校等への啓発活動の継続	関係各課及び食生活改善推進員や、母子愛育活動を行っている健康推進員等の地区組織等を活用した取組みを継続し、児童・保護者に限らず、家族・地域単位での生活習慣病予防における啓発活動を拡充していきます。また、学校等での健康教育についても、連携を図りながら取組みを進めます。

●小児生活習慣病予防健診/教育総務課

●いきいきキラッと☆善通寺食育推進事業、健康推進事業、出前講座による健康教育/保健課

6. 子ども子育て家庭への包括的支援

子どもとその家庭及び妊産婦等に関する実情の把握に努め、必要な情報提供や相談対応とともに、課題解決に向けた包括的な支援を図ります。

取り組む事業	今後の方向性
総合的な相談支援や母子保健事業、交流の場の提供	母子保健・児童福祉の連携を強化し、総合的な相談支援が行えるよう努めます。
重層的な支援体制の整備、課題解決に向けた包括的相談支援体制の整備	母子保健事業だけでなく様々な機会を捉えて実情把握に努め、関係機関と連携し課題解決に向けた支援に取り組みます。
不登校支援(子どもたちの学びの場と居場所づくり)	不登校児童生徒の多様な学びの場、居場所づくりに取り組みます。学校・公的機関・民間団体等が連携し、子どもたちの個々の状況に応じた支援が行えるよう努めます。
子育て家庭への各種相談支援と子どもの居場所づくり	乳幼児健診や子育て家庭の各種相談支援を実施します。また、子どもたちが安心して遊べる居場所として、季節ごとの催しや各種教室を行います。

●母子保健、児童福祉合同会議/子ども課

●重層的支援体制整備事業/社会福祉課・子ども課・教育総務課・保健課・高齢者課

●不登校支援(教育支援センター)/教育総務課

●地域こどもの生活支援強化事業補助金(学習支援、子どもの居場所「きもちっく」)/子ども課

●児童館事業、子ども広場/東原児童館

7. 児童虐待防止ネットワークの構築

要保護児童対策地域協議会を活用し、関連する機関と相互に連携を図りながら適切な支援体制を構築し、児童の安全確保に努めます。また、児童虐待事案の未然防止と早期発見・早期対応について、より一層警察等との連携を図ります。

取り組む事業	今後の方向性
市要保護児童対策協議会における実態把握と共通理解	代表者会議（年1回）、実務者会議（年3回）を実施するほか、相談のあった内容について、県西部子ども相談センター・県子ども女性相談センター・県中讃保健福祉事務所・丸亀警察署・市教育委員会ほか関係機関と共有し連携していきます。
県西部子ども相談センター等関係機関との連携による困難ケースへの対応	個別ケースについては必要に応じてケース会議を随時開催し、困難ケースに対して早期に対応します。
警察等との連携による児童虐待事案の未然防止と早期発見・早期対応	令和元年に締結した協定を基に、丸亀警察署との情報共有や連携を強化し、引き続き児童の安全確保に努めます。警察署や児童相談所と共通認識を持つため、相談や合同研修を行います。
適切な支援体制の構築による児童の安全確保	所属先に児童虐待の特性に対する理解と協力を求め、児童の安全確保に努めます。
児童虐待防止、対策強化	11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間に、懸垂幕の掲示、オレンジライトアップ、啓発用グッズを配布する等、市民の児童虐待に対する関心と虐待防止の意識を高めます。

●児童虐待防止対策強化事業/子ども課



（イラスト：児童虐待防止推進キャンペーン啓発用キーホルダー）

8. 障がい児保育

各種健診や相談の結果を踏まえ、親子へのフォローアップを充実し、早期発見や早期療育の体制づくりを行います。

取り組む事業	今後の方向性
本人・保護者の希望に沿った、全保育所での受け入れ体制の整備	保健師や関係機関が保育所と連携し、今後も継続し受け入れに向けての支援に努めます。
障害児通所支援事業の実施による家族支援	ひとりひとりの障がいや発達にあわせた療育を行うため、障害児通所支援事業を実施し家族支援に努めます。
親子へのフォローアップの充実と早期発見や早期療育の体制づくり	子どもの発達や行動の気がかり、発音の心配など、専門スタッフが個別相談に応じます。また、療育利用につながるまでの間に保護者の方が不安にならないようなフォローアップの充実、関係機関での見守りに努めていきます。

- 私立保育所等援助費（障害児保育事業補助金）/子ども課
- 障害児通所給付費（児童発達支援費、放課後等デイサービス費ほか）/社会福祉課
- 発達障害児支援体制整備事業（ことばの相談、メロディ教室、発達障害相談事業）/子ども課

9. 医療的ケア児に対する支援調整体制の整備

「善通寺市障がい児福祉計画（第3期）」に基づき、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを中心に医療的ケア児に対する関係機関との調整を行います。

取り組む事業	今後の方向性
医療的ケアを必要とする児童への支援に向けた体制整備	個別対応だけでなく、担当保健師・助産師・コーディネーターを中心に関係機関の支援体制の確立を目指します。
医療的ケア児受け入れガイドラインの策定	母子保健・障害・教育分野に配置されたコーディネーターが連携し、医療的ケア児受け入れガイドラインの策定に向けて検討会を開催します。
医療的ケア児家庭の交流促進	同じ立場の親同士が安心して気持ちを共有できる場所があることを情報提供し、繋がりを支援することで親子の孤立化を防ぎます。

- 医療的ケア児保育等受入ガイドライン策定/子ども課・社会福祉課・教育総務課
- 地域子育て支援拠点事業（子育て広場くすくす「おやこっと」）/子ども課

【施策3】 子ども・子育て環境の整備

第5章を参照してください。

【施策4】 子育て家庭の社会的孤立の解消

1. 健康推進員活動の活性

今後も親子にとって身近な存在として活動する機会を増やし、地域とのつながりづくりを推進し、伝統文化の伝承や地域交流を目的とした活動を実施します。

取り組む事業	今後の方向性
「赤ちゃんおめでとうバック」の配布により、母子と関わる機会を創出	「赤ちゃんおめでとうバック」の配布を通して、地域と母子・子育て家庭の顔の見える関係づくりを推進します。
参加者との触れ合いを深めることによる支援活動の展開	地域活動や母子保健事業を通して子育て家庭と交流を深め、地域による子育ての見守り体制を維持します。
活動機会を増やし、地域とのつながりづくりを推進	健康推進員による三世代交流会等、子育て家庭と地域をつなげるための活動を企画・実施します。
保育所・幼稚園が実施する季節の行事への参加	農作物の収穫、ひな祭りや・七夕等、保育所・幼稚園が実施する季節の行事に参加します。市主催行事等で、たくさんの親子が集まることができる場や活動を検討します。

- ママと赤ちゃんの健やか支援事業(母子保健推進活動)/子ども課
- 母子愛育活動事業/保健課

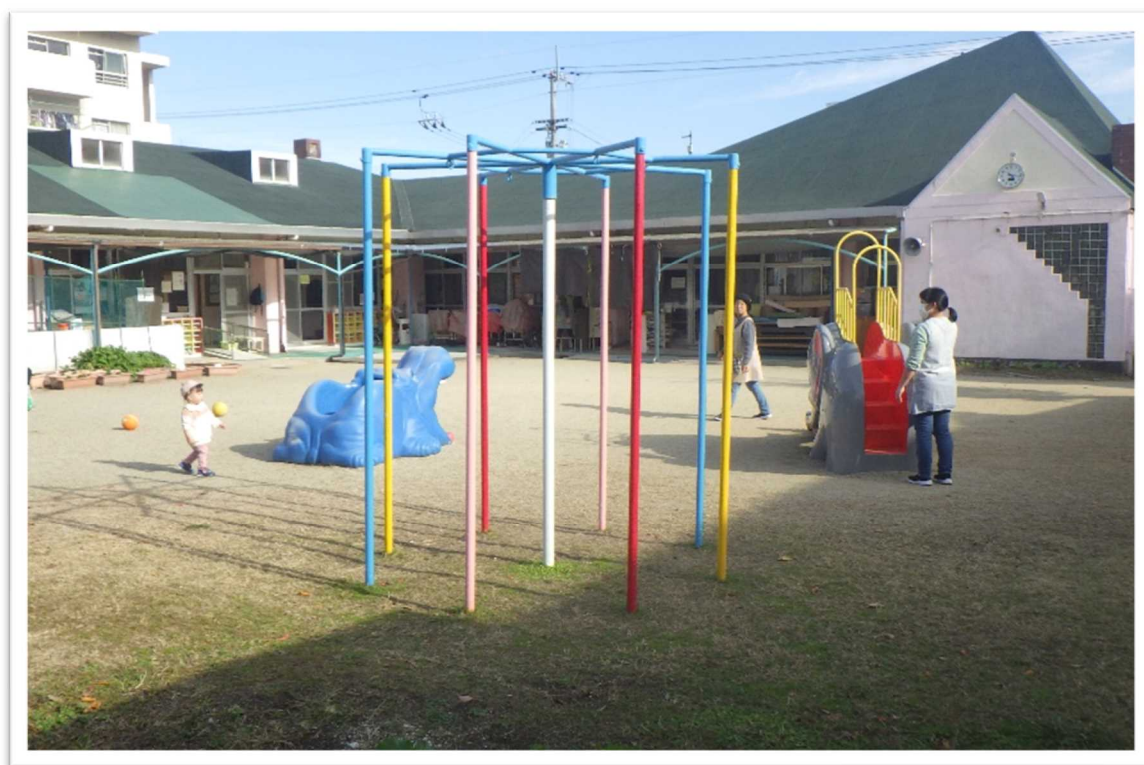


2. 保育所の地域開放の推進

地域の子育て支援拠点として保育士の専門性を生かしながら、在宅子育て家庭への支援や地域への情報発信を通じて、より良い子育て環境を推進します。

取り組む事業	今後の方向性
保育所行事への参加による交流機会の創出	運動会など保育所行事への地域住民の参加により交流を図ります。
在宅子育て家庭への支援や地域への情報発信	様々なツールによる情報発信を通じて、地域住民に子育て支援に関する周知を図ります。

- 地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援センター事業)/子ども課
- 私立保育所等援助費(保育所等地域活動事業)/子ども課



(写真：普通寺保育所園庭)

3. 子ども・家庭支援センターの充実

『きみとであう、みらいがひろがる』を基本コンセプトに、遊びから学びまで幅広い領域をカバーする役割を担う子育て支援拠点施設として、子どもライブラリーを核に子育て支援の更なる充実を目指します。また、令和6年4月に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律による「地域子育て相談機関」として整備、位置付けし、子育てアドバイザー等による相談援助、支援情報の発信を実施します。

取り組む事業	今後の方向性
情操を豊かにするための遊び・学びの場の提供	親子で本を読んで過ごせる場や遊びの場を提供し、新しい発見や体験が子どもの創造力や感性をより一層はぐくむイベント等を企画します。
健康増進に向けた取組の継続	子ども達が心身ともに健康に育つため、運動を通して健康増進に向けた取組を行います。
切れ目無く支援できるようなセンター事業の拡充	特に支援が必要なケースでは、保健師や助産師等が保育所や幼稚園、医療機関等に同行訪問を行い、地域からの孤立を防ぎ、必要な情報提供や支援に繋がります。
子育てに関する相談援助、情報発信	専任の子育てアドバイザーを配置し、子育てに関する相談を行い、必要な支援情報を提供します。相談内容によって、子育て支援コーディネーターと連携し適切な機関に繋がります。
子育て親子の交流の場の提供、交流の促進	子育てひろばにおいて、親子が自由に集える場所を提供し、子育て仲間と出会い、親子が孤立しない取り組みを実施します。

- 子ども・家庭支援センター指定管理(絵本読み聞かせ、ものづくり教室等)/子ども課
- 親子ステップアップ事業(リズム遊び、運動教室、体操教室)/子ども課
- 利用者支援事業(「地域子育て相談機関」)/子ども課
- 地域子育て支援拠点事業(子育て広場くすくす「つどいの広場」)/子ども課



(写真：子ども・家庭支援センター屋内広場（子どもライブラリー）)

【施策5】子育てにかかる経済的負担の軽減

1. 幼児教育・保育の無償化

幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者が無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。公正かつ適正な支給の確保に努めます。

取り組む事業	今後の方向性
国の幼児教育・保育の無償化の開始による幼稚園・保育所の利用料無償化	国の制度、取り扱いに準じ、3歳以上児や非課税世帯について今後も利用料の無償化を継続していきます。
0～2歳児クラス児童の保育料を市独自に一律4,500円/月減額	市独自の施策として、利用者負担の軽減のため、今後も継続していきます。
子育てのための施設等利用給付認定の取得	国の制度、取り扱いに準じて、今後も子育てのための施設等利用給付認定を継続していきます。

- 幼児教育・保育の無償化/教育総務課・子ども課
- 地域子ども・子育て支援事業(施設等利用給付費)/子ども課

2. 高校生年代までの医療費の無料化

子どもの健康な発育を支援し、子育ての負担軽減と保健福祉の増進を図ります。

取り組む事業	今後の方向性
0歳から18歳到達後の3月末まで保険診療にかかる自己負担分を助成	保険診療にかかる自己負担分の助成を継続実施します。
子育ての負担軽減と保健福祉の増進を図る	県内医療機関の受診にかかる現物支給を継続実施します。

- 子育て支援医療費助成金/子ども課

3. インフルエンザ予防接種費用の助成

家庭の経済的負担を軽減するため、助成事業を継続実施します。

取り組む事業	今後の方向性
生後6か月から高校3年生までのインフルエンザ予防接種費用の一部を助成	生後6か月から高校3年生(年度末年齢18歳)までのインフルエンザ予防接種に要する費用の一部を助成することにより、予防接種率の向上につなげます。

- 善通寺市子どもインフルエンザ予防接種費用一部助成事業/保健課

4. 子どもの貧困解消に向けた対策の推進

県の「香川県子どもの貧困対策推進計画」の方向性を踏まえつつ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な家庭への教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援の充実に努めます。

取り組む事業	今後の方向性
子ども食堂やパントリー事業等の運営団体への補助	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、安心安全に立ち寄り食事ができる場所や用品を提供するため、子ども食堂、パントリー事業等を実施する団体に補助金を交付します。
家庭への教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援の充実	支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みを強化するため、事業を継続します。
生理用品の無料配布	困難や不安を抱える家庭に対し、子ども課窓口等で生理用品を無料配布します。また、市内小・中学校の保健室で生理用品を配布したり、中学校の女子トイレに生理用品を置いたりして学校での支援も引き続き実施していきます。
フードリボンプロジェクトの普及	子どもたちがいつでも安心して食事ができるように、フードリボンプロジェクトの仕組みを周知し、子育てに対する周囲の理解促進に努めます。

●子どもの居場所づくり事業

(子どもの居場所づくり事業補助金、地域こどもの生活支援強化事業補助金)/子ども課

●生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)/社会福祉課

●小・中学校就学支援事業、高等学校等入学支度資金等交付事業/教育総務課

●生理用品の無料配布/子ども課・教育総務課

●フードリボンプロジェクト/子ども課



(子ども食堂のイメージイラスト)

【施策6】 安全の確保や子育てに関する理解の促進

1. 防災に関する取組の推進

善通寺市地域防災計画に基づき、避難訓練をはじめ災害時の情報収集・外部との連絡方法、安全確保などについて各関係機関との連携を図ります。

取り組む事業	今後の方向性
保育所や幼稚園、小・中学校の防災機能の強化	防災マニュアル等の中で災害発生時の園児等の避難経路の設定を行い防災機能の強化を図ります。
	AED、避難車等を設置し、必要に応じて更新を行います。
	緊急時に備え、最低三日分の食品・防災備品を備蓄します。
保育所や幼稚園、小・中学校、スタディーアフタースクールでの避難訓練の実施	年間計画や安全マニュアルの中で避難訓練を計画、継続実施し防災意識の向上を図ります。
	緊急時に備え、火災・地震・不審者・洪水・総合（地震+火災）等の避難訓練を毎年度実施します。
市防災計画に基づく避難訓練等の実施と各関係機関との連携	善通寺市地域防災計画に基づき、避難訓練をはじめ災害時の情報収集・備蓄・外部との連絡方法、避難経路の安全確保などについて各関係機関との連携を図ります。

- 避難訓練、救助訓練、防災備蓄品整備/子ども課・教育総務課
- 合同防災訓練、地区防災訓練、防災講演会/自治防災課

2. 防犯に関する取組の推進

子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、良好な治安や交通安全の確保、地域の防犯力向上のため、防犯対策のさらなる強化に取り組めます。

取り組む事業	今後の方向性
防犯灯の新規設置や既設防犯灯の器具取替えに要する費用の一部を補助	自治会が地域における夜間の事故や犯罪を防止し、安全で住みよいまちづくりのために自主的に設置する防犯灯を対象に、新規設置や既設防犯灯の器具取替えに要する費用の一部を補助します。夜間の事故や犯罪を防止し、安全で住みよいまちづくりのために継続していきます。
県警の協力による子ども防犯教室の開催	子どもたちが犯罪被害に遭わないように不審者への対応等について、子ども防犯教室を継続していきます。
子どもの安全確保に向けた通学路を中心とした防犯カメラの設置	犯罪や事故が発生した時に迅速な対応ができるように、定期点検を行うとともに、設置から 5 年を超えた防犯カメラの更新と記録媒体の交換を実施します。
保育所や幼稚園、小・中学校への防犯カメラの設置	現在死角となっている場所の洗い出しなどにより、設置場所、設置数の見直しを検討します。
良好な治安や交通安全の確保と防犯対策のさらなる強化	児童生徒をはじめ市民が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するための青色防犯パトロールの実施や、児童生徒の交通安全の確保のため、交通指導員による登校時の立哨や交通安全教室等の実施を継続していきます。

- 防犯設備設置事業/土木課
- 防犯対策費(防犯灯・防犯教室・青色防犯パトロール)/市民課
- 交通安全対策管理費(交通指導員による交通安全指導活動)/市民課
- 幼稚園・小学校・中学校管理費(防犯カメラ・警備)/教育総務課
- 保育所管理費(保育所防犯カメラ・保育所警備)/子ども課

3. 子育てに対する周囲の協力理解の促進

商工会議所と連携し、事業所を対象にワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に関する啓発を行います。また、事業所等を対象に講演会等を開催することで、子育てに対する周囲の協力、理解の促進に努めます。さらに、企業との連携により、子育て世帯の見守りや支援体制を強化します。

取り組む事業	今後の方向性
商工会議所を通じたワーク・ライフ・バランス等に関連する啓発活動の実施	ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度や会社への貢献意識が向上し、企業の競争力を高めることに寄与します。
「はじめましてワクワクむぎゅ〜BOX」の新生児誕生家庭への配布	民間事業者による「はじめましてワクワクむぎゅ〜BOX」の配布を通じて、企業による子育て家庭の見守りや支援を行います。
商工会議所との連携による女性活躍推進に関連する啓発活動の実施	女性が活躍する職場づくりに取り組む企業の優れた取り組み事例を広めることにより、さらなる女性活躍推進を図ります。
事業所等を対象にした講演会の開催	2市3町（丸亀・善通寺市・多度津町・まんのう町・琴平町）にて設置している、瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会にて、講演会の開催を継続します。
企業との連携による支援体制の強化	瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会にて、女性活躍実践アイデア顕彰事業を継続します。
フードリボンプロジェクトの普及啓発	商工会議所を通じ子どもたちの「今日の一食」を支える飲食店を募集します。また、子どもたちがいつでも安心して食事ができるように、フードリボンプロジェクトの仕組みを周知し、子育てに対する周囲の理解促進に努めます。

- 瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進事業/商工観光課
- 「はじめましてワクワクむぎゅ〜BOX」配布、フードリボンプロジェクト/子ども課



（写真：はじめましてワクワクむぎゅ〜BOX）

【施策7】心の通った子どもの育成

1. 思春期保健対策の充実

学校と連携しながら、性に関する正しい知識の普及に努めます。また、男女が協力して家庭を築いていくことの大切さや子どもを生み育てることの意義について意識の醸成を図ります。さらに、思春期保健に関する学校や学校外での相談体制の拡充に努めます。

取り組む事業	今後の方向性
学校との連携による、性に関する正しい知識の普及	学校における現状や課題を共有し、性に関する正しい知識の習得ができるよう、助産師による思春期における性教育の出前講座を行います。
学校や学校外での相談体制の拡充	心のアンケートを定期的にとり、子どもの変化に気付けるようにしていきます。また、保健室等相談しやすい環境を作っていきます。

- いのちのせんせい/教育総務課
- ママと赤ちゃんの健やか支援事業(性教育出前講座)/子ども課

2. 一人ひとりに応じた学力向上への取組

一人ひとりに応じたきめ細やかな指導等により、学ぶ意欲の向上と確かな学力を育成します。また、個々のつまずきを把握し、それに応じた課題を準備するなどの振り返り学習も大切にし、土曜学習においても、これからの時代に必要となる資質・能力の育成を図ります。さらに、主体的・対話的で深い学びのある学習活動を実践するとともに、県や国が実施する学習状況調査等の結果を踏まえた指導方法の工夫・改善に努めます。

取り組む事業	今後の方向性
基礎学力の向上に向けた、個に応じた学習指導	今年度の結果分析をし、定着度を上げるよう、デジタルドリルと紙のドリルを併用し、基礎学力の向上に努めます。
きめ細やかな指導等による、学ぶ意欲の向上と確かな学力の育成	学習支援アプリの効果的な使用方法を研究し、個別最適な学びにつなげていきます。
個々のつまずきを把握し、それに応じた振り返り学習	学習支援アプリの効果的な使用方法を研究し、個別最適な学び、個に応じた支援を行います。さらに、個に応じて選択できるような課題を準備し、子どもが自己決定できる場を大切にしたい授業を行っていきます。
土曜学習における、必要となる資質・能力の育成	小学校は新しい時代に求められる STEAM 教育に取り組み、中学校は、高校進学に向けて、補充学習を行っていきます。
学習状況調査等の結果を踏まえた指導方法の工夫・改善	県や国が実施する学習状況調査の結果を分析し、児童生徒にとって「分かる授業」になるよう指導方法を改善していきます。

●デジタルドリル、学習支援アプリ、補充学習、土曜学習、STEAM 教育事業/教育総務課

3. 家庭での子育てや教育に関する支援

家庭の子育てや教育に関する情報を、保育所・幼稚園や、小・中学校を通じて積極的に発信し、家庭での子育て・教育力の向上や親育て・親育ちの機会づくりにも努めます。また、幼児期の児童や小・中学生からの生活習慣づくりについても重要となっているため、家庭と共有できるよう普及・啓発に取り組みます。

取り組む事業	今後の方向性
保育所・幼稚園、小・中学校から家庭への情報発信	毎月の園通信や学校だより、保健だよりで、子どもの様子等を伝えていきます。 園務支援システムを活用し、保護者への情報発信に努めます。
学年保護者会や三者懇談会を通じた意見交換、学校・家庭での役割の共有	小学校は2者懇談、中学校は3者懇談を1・2学期末に行っていきます。また、学級PTAも必要に応じて行っていきます。
積極的な情報発信と家庭での子育てや教育力向上などの機会創出	子育て等に役立つ通知等を積極的に保護者に周知していきます。
生活習慣に関する授業、外部講師を招いての講演の開催など	養護教諭等が生活習慣に関する授業を行ったり、外部講師を招いての講演を行っていきます。

- メール配信システムの活用/教育総務課
- 園務支援システムの運用/子ども課

【施策8】次世代の親の育成

1. 中学生と乳幼児との触れ合い促進

中学生と乳幼児とが、継続して触れ合うことのできる機会をつくり、子育てについての意識付けが全市的に広がるように取り組みます。

取り組む事業	今後の方向性
中学生と乳幼児とが触れ合える機会の創出	中学生が乳幼児と触れ合い、子育てひろばを利用している親子の様子を肌で感じることで、次世代育成を図っていきます。

●地域子ども・子育て支援事業(乳幼児触れ合い体験事業、つどいの広場事業)/子ども課

2. 高齢者との世代間交流の推進

超高齢社会における高齢者の介護予防の取組の1つとして、高齢者と子どもが交流し触れ合う場を引き続き提供します。

取り組む事業	今後の方向性
高齢者と放課後児童クラブの児童等との交流	異年齢間の交流を通じて子どもたちの「社会性の育ち」や高齢者の「人と関わる」喜びを育み、地域の多様な世代との交流の場を継続的に実施します。

●異年齢間交流介護予防活動支援事業/高齢者課

3. 地域ぐるみの子育て支援の推進

地域資源に関する情報提供とともに、地域や各団体の目的に応じた支援に努めます。

取り組む事業	今後の方向性
子ども課を中心とした関係機関・関係団体との連携・協力による子育て支援	ファミリー・サポート・センター事業の開始に向けて、地域で子どもの支援ができるサポーターを募集し、地域ぐるみで子育て支援を行う機運を高め、利用促進に努めます。
情報提供とともに、地域や各団体の目的に応じた支援	子育て応援アプリや市公式 LINE も有効に活用し、必要な人に必要な情報が届くように周知を行います。

●地域子ども・子育て支援事業/子ども課

4. 定住に向けた子育て関連の情報発信

定住促進のための情報発信に注力するとともに、移住・定住者の声を移住希望者に届ける仕組みなども検討します。

取り組む事業	今後の方向性
子育て支援情報の発信	子育て世代の移住・定住者にとって必要とされる子育て支援情報を、SNS 等を活用し随時発信していきます。
移住・定住者の声を移住希望者に届ける仕組み検討	コロナ禍をきっかけに、地方への移住希望者が増加傾向にあるため、移住フェア等で市の魅力を発信し、マッチング強化に努めます。

- 地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業)/子ども課
- 移住定住促進事業/政策課



(写真：移住希望者を対象とした移住フェア 東京交通会館にて)

第5章 子ども・子育て環境の整備

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、平成27年4月に本格施行されました。

この関連3法は、全ての子どもの良質な育成環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的に、制度、財源を一元化して、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を新しい仕組みにおいて総合的に推進していくものです。

主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、④仕事と子育ての両立支援となっています。

2. 教育・保育等の認定

①教育・保育を担う施設と事業

保護者の代わりに就学前の子どもの教育・保育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。

教育・保育施設	保育所	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	幼稚園	全ての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	認定こども園	保育所・幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	居宅訪問型保育	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業
	事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

②6つの認定区分

利用のための認定（保育の必要性の認定）は、下記の6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対 象	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育所機能）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育所機能） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	私学助成幼稚園 特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるもの	

3. 教育・保育提供区域の設定と事業の概要

本市の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業の区域については、いずれも第2期計画からの区域設定を継承し、全市1区域とします。

■施設・事業の認定区分

NO	事業区分	区域設定
1	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）	全市
2	地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）	
3	地域子ども・子育て支援事業（下記参照）	

■地域子ども・子育て支援事業の概要

	事業名	概要
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
4	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況。その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供。相談その他の援助を行うものです。家庭の潜在的ニーズを正確に把握し、適切な対応に努める事業です。
5	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
7	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって、満3歳未満の未就園児に、適切な遊びおよび生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、保護者との面談及び保護者に対する子育てに関する情報の提供、助言や援助を行う事業です。
8	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
9	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
10	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
11	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。
12	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

13	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 ※幼稚園が行う預かり保育は、一時預かり事業（幼稚園型）に再編。
14	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
15	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
16	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
17	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
18	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育等の設置または運営を促進するため、新規参入施設等への事業者への支援を行う事業です。

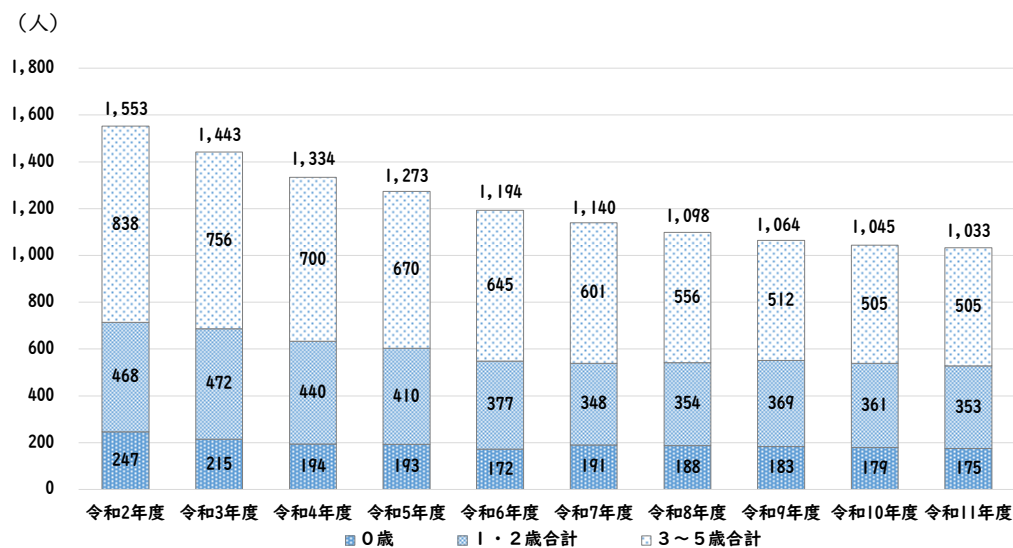
4. 教育・保育等の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1) 児童数の推移と推計

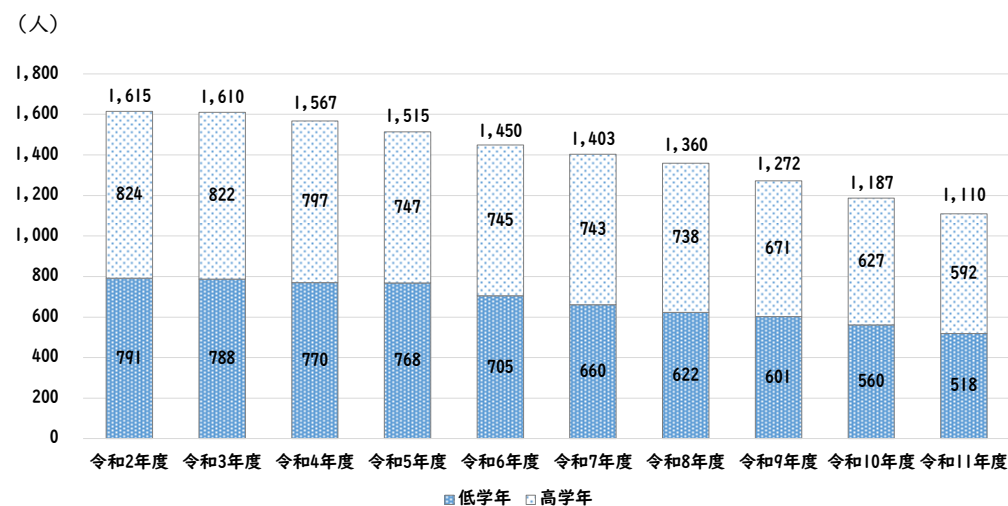
住民基本台帳の各年齢別人口を基に、令和2年度～令和6年度の人口推移（各年4月1日現在）と令和7年度～令和11年度の人口をコーホートセンサス変化率法※により推計しました。

未就学児、小学生共に、前回よりも減少スピードが速まる傾向で推移すると予想され、令和6年度から5年後の令和11年度の推計では、未就学児数で「1,194人」から「1,033人」へと「161人」の減少。小学生児童数で「1,450人」から「1,110人」へと「340人」の児童が減少する見込みとなっています。

■未就学児数の推移と推計



■小学生児童数の推移と推計



※コーホートセンサス変化率法とは

統計やデータ分析において、特定のグループ（コーホート）の変化を追跡する方法です。この方法は、特定の時点で同じ特性を持つグループを定義し、そのグループの変化を時間の経過とともに追跡することで、動向やパターンを把握するのに役立ちます。

■0～11歳までの人口

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	247	215	194	193	172
1歳	236	237	212	202	184
2歳	232	235	228	208	193
3歳	268	225	236	222	207
4歳	281	254	215	230	214
5歳	289	277	249	218	224
6歳	241	284	258	246	211
7歳	266	244	276	257	240
8歳	284	260	236	265	254
9歳	288	276	249	231	266
10歳	256	286	273	246	231
11歳	280	260	275	270	248

■0～11歳までの推計人口

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	191	188	183	179	175
1歳	169	189	185	181	177
2歳	179	165	184	180	176
3歳	190	176	162	181	177
4歳	199	183	169	156	174
5歳	212	197	181	168	154
6歳	217	205	190	175	162
7歳	209	214	202	188	173
8歳	234	203	209	197	183
9歳	249	229	199	204	193
10歳	264	247	227	197	203
11歳	230	262	245	226	196

(2)教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

【利用状況】

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
3歳 ～ 5歳	1号認定(幼稚園・認定こども園)	250	279	198	171	199
	利用率	28.9%	36.9%	28.3%	25.5%	30.9%
	2号認定(保育所・認定こども園)	569	448	495	507	464
	利用率	67.9%	59.3%	70.7%	75.7%	71.9%
0歳	3号認定(保育所・認定こども園)	91	85	87	76	65
	利用率	36.8%	39.5%	44.8%	39.4%	37.8%
1歳	3号認定(保育所・認定こども園)	143	149	129	138	125
	利用率	60.6%	62.9%	60.8%	68.3%	67.9%
2歳	3号認定(保育所・認定こども園)	139	152	159	144	145
	利用率	59.9%	64.7%	69.7%	69.2%	75.1%
合計		1,192	1,113	1,068	1,036	998

【量の見込み及び確保量】

単位：人／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		913	870	834	819	813
	1号認定(3歳以上)	150	128	108	101	101
	2号認定(3歳以上)	451	428	404	404	404
	3号認定(0・1・2歳)	312	314	322	314	308
	内訳(0歳)	77	76	74	72	71
	(1歳)	110	123	120	117	115
	(2歳)	125	115	128	125	122
② 確保量(幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	1号認定(3歳以上)	200	200	200	200	200
	2号認定(3歳以上)	465	465	465	465	465
	3号認定(0・1・2歳)	335	335	335	335	335
	内訳(0歳)	83	81	77	77	77
	(1歳)	118	131	125	125	125
	(2歳)	134	123	133	133	133
過不足(②－①)		87	130	166	181	187

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、公立幼稚園8か所（中央幼稚園、東部幼稚園、西部幼稚園、南部幼稚園、竜川幼稚園、与北幼稚園、筆岡幼稚園、吉原幼稚園）、私立幼稚園1か所（善通寺聖母幼稚園）、公立保育所2か所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所2か所（吉原保育所、南部保育所）、私立認定こども園2か所（カナン子育てプラザ21、のぞみこども園）、地域型保育事業所1か所（ポエム保育園）、企業主導型保育事業所1か所（わくわくチャイルド）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

(3)地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

○利用者支援事業

【利用状況】（各年度末実績）

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実施か所数	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型※	1	1	1	1	—
	こども家庭センター型	—	—	—	—	1

【量の見込み及び確保量】

単位：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関※	1	1	1	1	1
② 確保量		3	3	3	3	3

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、NPO 法人子育てネットくすくす（基本型）及び令和6年4月に設置したこども家庭センター（子ども課内）において利用者支援事業の職員を配置し実施していきます。また、こども家庭センターと連携し、補完する機関として地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」として、本市では地域子育て支援拠点事業の実施場所である、子育て広場くすくすを位置付け、子育てアドバイザー等による相談援助、支援情報の発信を実施します。

※「母子保健型」は児童福祉法及び母子保健法改正（令和6年4月施行）により、「こども家庭センター型」に変更となりました。

※「地域子育て相談機関」は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月施行）により、設置が努力義務となっています。

○地域子育て支援拠点事業

【利用状況】（各年度末実績）

単位：人回／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用者数	1,838	1,644	1,785	1,999	1,511
人口(0～5歳)	1,553	1,443	1,334	1,273	1,194

【量の見込み及び確保量】

単位：人回／月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,484	1,492	1,519	1,486	1,453
推計人口(0～5歳)	1,140	1,098	1,064	1,045	1,033
② 確保量	1,484	1,492	1,519	1,486	1,453
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、つどいの広場2か所（子育て広場くすくす、子夢の家）、地域子育て支援センター3か所（地域子育て支援センターかるがも、吉原地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センターコアランド）において必要量は確保できる見込みとなっています。

乳幼児やその保護者が相互に交流を行い、子育てについての相談ができる場所として利用促進に努め、子育て支援情報の提供等を行っていきます。

○妊婦健診事業

【利用状況】（各年度末実績）

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	237	211	188	188	184

※人＝実利用人数

【量の見込み及び確保量】

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	192	188	184	180	176
② 確保量	192	188	184	180	176
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、一般社団法人香川県医師会及び一般社団法人香川県助産師会に委託して実施します。

○妊婦等包括相談支援事業

【量の見込み及び確保量】

単位：回／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	505	450	438	429	420
② 確保量	505	450	438	429	420
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

※回＝面談等実施回数

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、保健師や助産師が妊婦等に対し訪問や面談を行い、伴走型相談支援を行います。

○産後ケア事業

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	32	31	30	30	29
② 確保量	32	31	30	30	29
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

※人日＝延べ利用人数

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、県内の助産院等において産後の母体ケアや育児指導及び相談ができるよう必要量を確保していきます。

○乳児家庭全戸訪問事業

【利用状況】（各年度末実績）

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	213	184	187	174	172
人口(0歳)	247	215	194	193	172
利用率	86.2%	85.6%	96.4%	90.2%	100.0%

※人＝実利用人数

【量の見込み及び確保量】

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	191	188	183	179	175
推計人口(0歳)	191	188	183	179	175
利用率	100%	100%	100%	100%	100%
② 確保量	191	188	183	179	175
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、保健師や助産師が乳幼児家庭を全戸訪問し実施します。
一部、一般社団法人香川県助産師会に委託し必要量を確保します。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人数)	—	120	120	120	108
0歳児	—	24	24	24	12
1歳児	—	48	48	48	48
2歳児	—	48	48	48	48
② 確保量	—	120	120	120	108
③ 過不足(②－①)	—	0	0	0	0

※人日＝延べ利用人数

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、令和8年度から市内保育所、こども園、幼稚園等の施設状況や人員配置等を考慮し、利用者の意向に沿った利用が可能となるよう必要量を確保していきます。

○養育支援訪問事業

【利用状況】（各年度末実績）

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	67	76	69	39	50
人口(6～8歳)	791	788	797	747	745

※人＝実利用人数

【量の見込み及び確保量】

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	54	51	47	47	44
推計人口(6～8歳)	660	622	601	560	518
② 確保量	54	51	47	47	44
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、保健師や助産師が養育支援の必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために養育に関する指導・助言等を行い実施します。

○子育て短期支援事業(ショートステイ)

【利用状況】 (各年度末実績)

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	2	10	0	2	9

※人日＝延べ利用人数

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	8	8	8	7	7
② 確保量	8	8	8	7	7
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、3 か所（乳児院：神愛館、児童養護施設：亀山学園、自立援助ホーム：丸亀おひさま荘）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

○子育て世帯訪問支援事業

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	30	30	40	40	40
② 確保量	30	30	40	40	40
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

※人日＝延べ利用人数

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、新規事業として委託し、必要量を確保するよう見込んでいます。家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等、支援が必要な居宅に支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を行います。

○児童育成支援拠点事業

【量の見込み及び確保量】

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	—	75	80	80
② 確保量	—	—	75	80	80
③ 過不足(②－①)	—	—	0	0	0

※人＝実利用人数

【確保方策】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対する支援について、今後、量の見込みを把握し、必要量が確保できるよう努めます。

○ファミリー・サポート・センター事業

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	51	71	82	89	96
② 確保量	51	71	82	89	96
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

※人日＝延べ利用人数（児童数）

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、新規事業として委託し、必要量を確保するよう見込んでいます。乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行います。

○一時預かり事業(幼稚園型)

【利用状況】(各年度末実績)

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	51,217	50,288	43,575	48,635	43,633
人口(0～5歳)	1,553	1,443	1,334	1,273	1,194

※人日＝延べ利用人数

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
④ 量の見込み	32,889	28,066	23,680	22,146	22,146
推計人口(0～5歳)	1,140	1,098	1,064	1,045	1,033
⑤ 確保量	32,889	28,066	23,680	22,146	22,146
⑥ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

幼稚園型：公立幼稚園 8 か所（中央幼稚園、東部幼稚園、西部幼稚園、南部幼稚園、竜川幼稚園、与北幼稚園、筆岡幼稚園、吉原幼稚園）、私立幼稚園 1 か所（善通寺聖母幼稚園）、私立認定こども園 2 か所（カナン子育てプラザ 21、のぞみこども園）の 11 か所で実施します。

○一時預かり事業(幼稚園型以外)

【利用状況】(各年度末実績)

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	536	527	761	760	725
人口(0～5歳)	1,553	1,443	1,334	1,273	1,194

※人日＝延べ利用人数

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	692	666	646	634	627
推計人口(0～5歳)	1,140	1,098	1,064	1,045	1,033
② 確保量	692	666	646	634	627
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

幼稚園型以外：私立保育所（吉原保育所）私立認定こども園（カナン子育てプラザ 21）の 2 か所で実施し、必要量は確保できる見込みとなっています。（その他、私立保育所の南部保育所、企業主導型保育事業所のわくわくチャイルドにおいても余裕活用型にて実施。）

○延長保育事業

【利用状況】（各年度末実績）

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	54	34	79	64	48
人口(0～5歳)	1,553	1,443	1,334	1,273	1,194

※人＝利用登録者数

【量の見込み及び確保量】

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	48	48	48	48	48
推計人口(0～5歳)	1,140	1,098	1,064	1,045	1,033
② 確保量	48	48	48	48	48
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、公立保育所2か所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所2か所（吉原保育所、南部保育所）、私立認定こども園2か所（カナン子育てプラザ21、のぞみこども園）において、必要量は確保できる見込みとなっています。見込み量に対する供給体制は確保できていますが、引き続き、利用者の希望に沿うように受け入れ先を確保します。

○病児・病後児保育事業

【利用状況】（各年度末実績）

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	59	154	98	161	97
人口(0～5歳)	1,553	1,443	1,334	1,273	1,194

※人日＝延べ利用人数

【量の見込み及び確保量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	94	90	86	82	79
推計人口(0～5歳)	1,140	1,098	1,064	1,045	1,033
② 確保量	94	90	86	82	79
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、カナン子育てプラザ 21 病児保育室「らっこ」及び近隣市町の病児保育施設により必要量を確保していきます。広域的な利用の増加を見込み、近隣の市町に対して供給体制の拡充を要望するなど、確保に努めます。（にしかわクリニック病児保育室「げんきになあれ」休止中）

○放課後児童健全育成事業(スタディーアフタースクール)

【利用状況】(各年度末実績)

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
在籍児童数		579	608	638	645	695
	低学年	403	427	462	462	475
	1年生	145	186	177	155	155
	2年生	134	132	167	163	165
	3年生	124	109	118	144	155
	高学年	176	181	176	183	220
	4年生	95	95	77	98	125
	5年生	47	62	64	48	66
	6年生	34	24	35	37	29
人 口(6～8歳)		791	788	770	768	705
利用率(6～8歳)		50.9%	54.2%	60.0%	60.2%	67.4%
人 口(9～11歳)		824	822	797	747	745
利用率(9～11歳)		21.4%	22.0%	22.1%	24.5%	29.5%

※人＝利用登録者数

【量の見込み及び確保量】

単位：人／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在籍児童数		702	667	627	589	551
	低学年	466	441	425	396	366
	1年生	159	151	140	129	119
	2年生	155	158	149	139	128
	3年生	152	132	136	128	119
	高学年	236	226	202	193	185
	4年生	129	119	103	106	100
	5年生	75	71	65	56	58
	6年生	32	36	34	31	27
人 口(6～8歳)		660	622	601	560	518
利用率(6～8歳)		70.6%	70.9%	70.7%	70.7%	70.7%
人 口(9～11歳)		743	738	671	627	592
利用率(9～11歳)		31.8%	30.6%	30.1%	30.8%	31.3%

【確保方策】

第3期計画期間の供給体制としては、小学校8か所でのスタディーアフタースクール及び放課後児童クラブ1か所（わくわくキッズクラブ）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

また、本市は放課後児童健全育成事業の役割を担うスタディーアフタースクールによる供給体制が充実していることから、放課後子供教室の実施予定はありませんが、その他の取り組むべき項目については以下のとおりとなっています。

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

対象児童の状況と支援員の加配等運営体制を検討しながら、関係機関と協議をし、受入体制の確保に努めます。

■スタディーアフタースクールの役割をさらに向上させていくための方策

子ども達の居場所の環境改善を進めるとともに、地域の協力なども得ながら、スタディーアフタースクールの事業内容の充実に努めます。

■各スタディーアフタースクールにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

地域の方や関係機関に積極的に働きかけ、スタディーアフタースクールの子ども達の活動を見守り、協力してもらえる体制づくりに努めます。

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要及び実績】

生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

【実施方針】

幼児教育・保育の無償化に伴い、事業対象者等が変更されたことを踏まえつつ、給付対象者の適切な把握と円滑な給付に努めます。

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要及び実績】

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

また、私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

【実施方針】

事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

5. 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等

(1) 5歳児健診実施からのフォロー体制の構築

本市では他市に先駆け平成21年度から5歳児健診を実施していることで、小学校就学に向けて子どもの成長発達についての相談や、子どもとの関わりを保護者が振り返る機会にもつなげられています。また、健診後には個別相談やペアレント・トレーニング体験の実施により、保護者へのフォローやアフターケアにも努めています。（通常、健康診査の実施は3歳児まで）

(2) 幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続・連携

小学校との交流体験の機会を設けるなど、小学校への円滑な接続のために連携を行っています。また、子ども課において5歳児健診で把握した子どもの成長発達や、幼稚園、保育所等において把握している生活の様子などについて、必要に応じて小学校と連携しています。

今後も幼児期の教育・保育から小学校への接続がスムーズにいくよう取り組んでいきます。

6. 外国につながる幼児への支援・配慮

本市は、国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を把握しつつ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援として、次の方策を検討します。

【具体策】

- ① 就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- ② 教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等を対象に、外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施を検討します。
- ③ 保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国籍の保護者が多くいる保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用を必要に応じて検討します。
- ④ 外国籍の保護者の社会的孤立を解消するため、外国籍の保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めます。

7. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

本市は、公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。

また、保育人材の確保及び定着支援にあたり、国の保育士確保、離職防止のための補助事業となっている、就職説明会の開催やICT化推進事業、事故防止推進事業、保育補助者雇上強化事業等についても、教育・保育の質の確保と保育士等の働き方の効率化のために活用を支援します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

(1)市民や関係団体との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、引き続き、市民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進・調整していくとともに、家庭・地域・事業者・学校・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

(2)地域の人材確保と連携

国籍や障がいの有無に関わらず、市民の子育てに対するさまざまなニーズに対応していくため、保育士、教員などの子育てに関わる専門職員だけでなく、引き続き、大学機関との連携やボランティア育成など、地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

また、元気な高齢者を活用した世代間交流や引きこもり対策を実施し、社会に順応できる人材の育成に努めます。

(3)国や県との連携、広域的な調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の教育・保育施設とともに、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

そのなかで、保育所や病児・病後児保育事業の広域利用、障がい児やひとり親家庭への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県、国と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

2. 計画の進捗管理・評価等

本計画の推進にあたっては、第1期計画期間から引き続き、子ども・子育て支援会議において、計画の実現に向けた進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善検討）による効率的な行政運営に努めます。

また、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心を持ち、市民をはじめ地域や関係機関など社会全体での連携が必要不可欠であるため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市のホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

3. 家庭、地域、事業者の役割

(1) 家庭において

基本的な生活習慣の定着させましょう

- 早寝、早起き等、生活のリズムをつけましょう。
- 規則正しい食習慣とバランスのよい食事をこころがけましょう。
- テレビを見たりゲームをすることを控え、外で友だちと遊ぶ時間をとらせましょう。

子どもの自立心を育てましょう

- 子どもに過剰な期待や干渉をせず、子どもの話をよく聞きましょう。
- 子どもの興味や関心を大切にし、意欲を伸ばしましょう。
- 子どもの人権を尊重し、「自分自身が大切にされている」と実感できるようにしましょう。

子どもに社会のルールを身につけさせましょう

- 間違ったことをした場合には、しっかり教えましょう。
- 家庭や社会のルールについて、子どもと話し合いましょう。
- 自分の行動に責任があることに気づかせましょう。

家庭を大切にし、協力による子育てを行いましょう

- 家族みんなが、お互いを信頼し、協力して子育てをしましょう。
- 家族があいさつを交わす習慣をつくりましょう。

子どもの成長に応じた接し方をしましょう

- 乳児期は、親子の触れ合いを大切にし、基本的信頼感を育むように努めましょう。
- 幼児期は、好奇心を発揮させて自分の力で挑戦させましょう。
- 学童期は、異年齢を含め友だちと一緒に遊ぶ機会を多く持たせましょう。
- いじめ、不登校や引きこもりなど、子どもが直面する心の問題に寄り添いましょう。

子育てを前向きにとらえましょう

- 学校や地域の行事になるべく参加し、子育て仲間をつくりましょう。
- 子育てに関する情報を積極的に集め、友だちや仲間に広めましょう。
- ストレスを感じたら、心身のリフレッシュをしましょう。
- 子育てについて悩みや不安を感じたら、身近な相談窓口を活用しましょう。

(2)地域において

子どもをあたたく見守りましょう

- ・他人の子でもなるべく声をかけ、必要なときは注意しましょう。
- ・子どもの安全に注意し、事故の危険があるときは親に、虐待のおそれがあるときは市役所や児童相談所等に連絡しましょう。
- ・地域の伝統文化や行事を子どもたちに伝えましょう。

子どもの居場所をつくりましょう

- ・乳幼児を連れた親子が気軽に集まれるようにしましょう。
- ・子どもの意見を聞きながら、子どもをいろいろな活動に参加させましょう。
- ・中学生・高校生が参加しやすい地域のイベントを行いましょう。
- ・安心・安全な遊び場を確保しましょう。

地域で人のつながりを深めましょう

- ・元気な高齢者と触れ合う機会を増やし、世代間交流を行いましょう。
- ・地域の行事に、なるべく多くの人が集まるようにしましょう。
- ・近所同士で、お互い積極的にあいさつを交わしましょう。

(3)事業者において

子育てしやすい職場環境をつくりましょう

- ・事業主として次世代育成支援行動計画を策定しましょう。
- ・子どもが病気のときや参観日等に従業員が休暇をとりやすくするために、半日有給休暇等を取り入れるなどの子育てへの協力・理解をしましょう。
- ・週1日、ノー残業デーを設けるなど、定時帰宅できる環境をつくりましょう。

職場見学や体験学習を受け入れましょう

- ・働く親の姿を、子どもたちに見せる機会をつくりましょう。
- ・中学生・高校生の職場体験を積極的に受け入れましょう。
- ・学校からの講師派遣依頼等に協力しましょう。

地域とのかかわりを深めましょう

- ・地域の子どもに関心を持ちましょう。
- ・地域について理解し、地域の行事に積極的に協力しましょう。
- ・安全パトロールへの参加等、地域の一員として活動に参加しましょう。

～参考資料～

1. 策定経過

(1) 子ども・子育て支援会議開催状況

開催年月日	開催場所	議題等
令和5年 12月7日（木）	善通寺市庁舎 4階会議室	・会長・副会長の選任について ・第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について
令和6年 3月21日（木）	ZENキューブ 3階講習室3	・子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて ・その他
令和6年 4月18日（木）	ZENキューブ 3階講習室3	・第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査結果について ・その他
令和6年 10月31日（木）	善通寺市庁舎 4階会議室	・量の見込みと確保方策について ・計画骨子について ・その他
令和6年 12月19日（木）	ZENキューブ 3階講習室3	・第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画の素案について ・その他
令和7年 2月～3月予定		・パブリックコメントの結果について ・第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画（案）最終確認について ・その他

(2) ニーズ調査実施状況

「第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握・算出する必要があるため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」についての調査を実施しました。	
調査対象者	就学前児童（0～6歳）の保護者 1,000 人（有効回収数 633／回収率 63.3%） 小学生児童（1～6年生）の保護者 771 人（有効回収数 538／回収率 69.8%）
調査期間	令和6年2月1日（木）～令和6年2月19日（月）

(3) パブリックコメント実施状況

自治基本条例に基づいて、市民から市政への意見提出手続（パブリックコメント）を実施。	
調査期間	令和7年1月9日（木）～令和7年2月7日（金）
意見件数	件（ 名）

2. 善通寺市子ども・子育て支援会議条例

善通寺市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 6 月 26 日条例第 23 号

改正

平成 26 年 12 月 16 日条例第 41 号

令和 6 年 3 月 22 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項に基づき、善通寺市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

2 善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和 40 年善通寺市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（善通寺市保育所等審議会条例の一部改正）

3 善通寺市保育所等審議会条例（平成 14 年善通寺市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（善通寺市保育所等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の善通寺市保育所等審議会条例の規定により委嘱されている善通寺市保育所等審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の善通寺市保育所審議会条例の規定により委嘱された善通寺市保育所審議会の委員とみなす。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日条例第 41 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3. 善通寺市子ども・子育て支援会議委員名簿

	組織区分	役 職		氏 名
1	子どもの保護者	保護者代表	私立保育所保護者代表（カナン）	山本 哲哉
			市立保育所保護者代表（善通寺）	鎌倉 綾菜
			私立幼稚園保護者代表（聖母）	寒川 恵子 (～R6.3.31)
				原田 章恵 (R6.4.1～)
			小学校保護者代表(市PTA連合会)	千葉 祐典
			幼稚園保護者代表(市PTA連合会)	金子 雅範
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小学校校長会会長	竜川小学校 校長	宮武 有奈
		市立幼稚園園長会会長	竜川幼稚園 園長	田嶋 三枝
		私立保育所法人代表	尽誠福祉会 理事長	大久保 三加津
		地域子育て支援センター代表	カナン子育てプラザ21 地域子育て支援センターかるがも	伊禮 知代
		私立保育所代表	南部保育所 所長	多田羅 祐子
		市立保育所代表	竜川保育所 所長	山下 操子
		NPO 法人代表	NPO 法人子育てネットくすくす 理事長	草薙 めぐみ
3	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	四国学院大学 社会福祉学部教授		野崎 晃広 (会長)
		にしかわクリニック院長		西川 清 (副会長)
4	その他市長が必要と認める者	主任児童委員		秋山 和代

(任期 令和5年9月1日～令和7年8月31日)